

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革5 事務事業執行の効率化	取組事項	(1)内部管理事務の集中化などによる効率化
----	-------------	----	----------------	------	-----------------------

【具体的な取組】

- ①事務管理の一元化
 - ①-1 公用車の一元管理の拡大
 - ①-2 事務用品の一括購入・管理の導入検討
 - ①-3 庁舎管理事務の地域集約化の検討
 - ①-4 嘱託・臨時職員の雇用事務の一元化の検討
- ②電子化による事務の効率化
 - ②-1 総務事務システムの活用の促進
 - ②-2 情報システムの最適化

①-1 公用車の一元管理の拡大〔取組所属：◎管財課、総務部総務課、各局局主管課、合同庁舎入居所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

県庁公用車については、平成24年9月からの管財課における一元管理の導入により、計画的な減車が可能となり、その結果、稼働率の向上(平均稼働率:平成24年度62%→平成25年度72.3%)及び経費節減が図られた。今後も更なる公用車の効率的な管理を進めていく必要がある。
 合同庁舎における公用車については、一部、一元管理や共用化が実施されている。一層の公用車の管理や利用の効率化を進める必要がある。

【改革内容】

ア 県庁における計画的な減車による更なる稼働率の向上及び個別管理車両の共用車両化等の検討を進める。
 イ 合同庁舎の車両共用化の拡大を図る。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	県庁の公用車に係る減車の実施				
	ア 県庁における個別管理車両の共用車両化の検討				
	更なる効率化の検討				
	イ 合同庁舎における車両共用化の拡大の検討				
	方針決定				
(実施なし)					

取組状況		
<p><取組の目標> ア 県庁公用車の稼働率 25年度比+3%[25年度 72.3%] イ 合同庁舎における車両共用化の拡大の方針決定</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○[約80%(25年度比+約8%)] イ ×</p>	B
<p><参考指標> ア 県庁公用車数・減車数 [24年度末 183台・13台、25年度末 178台・12台] イ 地域機関公用車数[24年度末 1,246台、25年度末 1,224台] イ 地域機関における共用車両数[未把握]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 178台・2台 イ 1,226台 イ 16台(3合同庁舎計、H26.7時点)</p>	
<p><要因分析> イ 各合同庁舎での車両共用化実態調査や各行政県税事務所の意見聴取を行った結果、県庁のように一律に一元管理とするニーズが低いことがわかった。</p>	<p><次年度への課題> ア 県庁公用車の更なる減車は困難な状況 イ 一律の一元管理に拘らず、公用車稼働率を高める必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 県庁における個別管理車両の車両共用化の検討に力点を置く イ 各合同庁舎において公用車稼働率を高めるための運用を引き続き実施する。</p>

H27		県庁の公用車に係る減車の実施				
	ア	県庁における個別管理車両の共用車両化の検討				
		更なる効率化の検討				
	イ	各合同庁舎において公用車稼働率を高めるための運用の実施				
H28		県庁の公用車に係る減車の実施				(実施なし)
	ア	県庁における個別管理車両の共用車両化の検討				
		更なる効率化の検討				
	イ	各合同庁舎において公用車稼働率を高めるための運用の実施				

<p><取組の目標> ア 県庁公用車の稼働率 26年度比+3% イ 各合同庁舎において公用車稼働率を高めるための運用実施</p>	<p><結果(取組結果)> ア △[約80%(26年度比+約0%)] イ ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ア 県庁公用車数・減車数 イ 地域機関公用車数 イ 地域機関における共用車両数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 178台・2台 イ 1,216台 イ 16台(3合同庁舎計、H28.3時点)</p>	<p>B</p>
<p><要因分析> ア 車両の更新と適正車種(軽自動車)への変更を進めたが、車両利用が増えなかったため。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>	<p><次年度への課題> ア 県庁公用車の更なる減車は困難な状況にある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 県庁における個別管理車両の車両共用化の検討に力点を置く。</p>
<p><取組の目標> ア 県庁公用車の稼働率 27年度比+3% イ 各合同庁舎において公用車稼働率を高めるための運用実施</p>	<p><結果(取組結果)> ア △[約81%(27年度比+約1%)] イ ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ア 県庁公用車数・減車数 イ 地域機関公用車数 イ 地域機関における共用車両数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 181台・0台 イ 1,222台 イ 8台</p>	<p>B</p>
<p><要因分析> ア 車両の更新と適正車種(軽自動車)への変更を進めたが、前年度以上に車両利用が増えなかった。 イ 地域機関における公用車利用状況調査を実施した。一部の合同庁舎では、公用車を共用使用し、効率的な利用を図っているが、業務の内容に応じ必要とする車種が異なるといった事情もあることから、一律的な共用化は難しいことが分かった。</p>	<p><次年度への課題> ア 県庁公用車の更なる減車は困難な状況にある。 イ 地域機関の公用車について、稼働率を高めるための利用の効率化を検討するとともに、経費削減を図る必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 公用車の空予約の防止に努め、適正な予約管理を行うことにより、稼働率の向上を図る。 イ 合同庁舎等における公用車利用の効率化を図る方策を実施する。</p>

①-2 事務用品の一括購入・管理の導入検討〔取組所属：◎総務部総務課、財政課、会計課、各地域機関〕〔関係所属：全所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

事務用品や燃料など、一定期間継続して調達する品目については、契約手続の効率化のため単価契約を導入している。更に品目の拡大や契約手続の合理化を進め、一層の事務の効率化を図る必要がある。
事務用品は、各所属単位での調達・管理を原則としている。結果として、無駄な在庫や購入が生じているおそれがある。購入品目や数量、管理事務の効率化を図る必要がある。

【改革内容】

ア 対象を調査検討の上、県庁における単価契約の品目の拡大を行う。
イ 地域における共通単価契約の契約手続の合理化について、検討する。
ウ 対象を調査検討の上、各地域における単価契約の品目の拡大を行う。
エ 事務用品管理の集約化について、フロア単位での試行を検証の上、全庁的に本格実施する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)				
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
H26	ア	県庁における全庁単価契約の新たな品目調査				(実施なし)
		検討作業部会において品目候補検討・決定、契約準備				(実施なし)
		品目の決定、契約準備				(実施なし)
	イ	検討作業部会において、地域における共通単価契約等の契約手続の合理化(行政県税事務所長への一括委任等)の検討				
		地域における共通単価契約等の契約手続の合理化に係る方針決定				(実施なし)
	ウ	地域における共通単価契約の新たな品目調査				
		検討作業部会及び各地域において品目候補検討・決定、契約準備				(実施なし)
		品目の決定、契約準備				(実施なし)
	エ	事務用品一括購入・管理に係る試行				
		検討作業部会において試行の検証、本格実施について検討				(実施なし)

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 県庁における単価契約の新たな品目の決定 イ 共通単価契約の合理化に係る方針決定 ウ 各地域における単価契約の新たな品目の決定 エ 事務用品集約化の試行の検証</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア × イ × ウ △ エ ×</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標></p> <p>ア 県庁の全庁単価契約品目数[25年度末 8種類] イ 共通単価契約の実施方法[25年度 各事務所長連名方式] ウ 地域の共通単価契約品目数[25年度 2種類] エ 一括購入・管理実施所属数[未把握]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 8種類 イ 各事務所長連名方式 ウ 2種類 エ 未把握</p>	<p>D</p>
<p><要因分析></p> <p>社会保障・税番号制度開始(H28年1月1日番号利用開始)に必要な業務(行革大綱「行政改革における今後の中長期的課題」(2))に優先的に取り組んだため、ほとんどの作業に着手できなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題></p> <p>今年度着手できなかった作業の実施</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>H26年度及びH27年度実施予定としていた各作業の実施時期をそれぞれH27年度及びH28年度実施予定に変更</p>

H27	ア	県庁における全庁単価契約の新たな品目調査				(実施なし)
		検討作業部会において品目候補検討・決定、契約準備				(実施なし)
		品目の決定、契約準備				(実施なし)
	イ	検討作業部会において、地域における共通単価契約等の契約手続の合理化(行政県税事務所長への一括委任等)の検討				(実施なし)
		地域における共通単価契約等の契約手続の合理化に係る方針決定				(実施なし)
		各合同庁舎において複数所属合同での光電話導入による電話料削減				
	ウ	地域における共通単価契約の新たな品目調査				(実施なし)
		検討作業部会及び各地域において品目候補検討・決定、契約準備				(実施なし)
		品目の決定、契約準備				(実施なし)
	エ	事務用品一括購入・管理に係る試行				
		検討作業部会において試行の検証、本格実施について検討				(実施なし)

<取組の目標>		<結果(取組結果)>	<評価>
ア 県庁における単価契約の新たな品目の決定 イ 共通単価契約の合理化に係る方針決定 ウ 各地域における単価契約の新たな品目の決定 エ 事務用品集約化の試行の検証		ア × イ × ウ × エ ×	
<参考指標>		<結果(取組後の指標値)>	C
ア 県庁の全庁単価契約品目数 イ 共通単価契約の実施方法 イ 光電話サービス等導入により電話料削減の取組を行った合同庁舎内所属数[26年度 19所属] イ 光電話サービス導入による電話料削減額(年間推計)[26年度から導入7所属計 約170万円] ウ 地域の共通単価契約品目数 エ 一括購入・管理実施所属数		ア 8種類 イ 各事務所長連名方式 イ 55所属 イ 27年度から導入36所属計 約510万円 ウ 2種類 エ 10所属(5フロア)	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対応>	
取組の目標に掲げた以外の取組みとして、すぐに電話料削減の成果が見込める各合同庁舎における複数所属合同での光電話導入の取組を進めることが必要。	各合同庁舎における複数所属合同での光電話導入の取組は一段落したため、ほかの取組を進めることが必要。	合同庁舎における複数所属合同での光電話導入の取組や、一部の所属で実施している事務用品一括購入・管理の取組を参考に、各種取組を進める。	
導入の取組を重点的に実施した。一方で、当該取組の諸課題解決に時間を要したため、取組の目標に掲げた取組を進めることができなかった。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)			

H28	ア	県庁における全庁単価契約の新たな品目調査				(実施なし)	
		県庁における全庁単価契約の新たな品目候補検討、品目決定・契約準備				(実施なし)	
	イ・ウ・エ	事務用品一括購入・管理導入所属の把握、実態調査					
		地域における物品購入契約事務集約方法の検討・決定					
		新しい方法での来年度当初からの物品購入契約事務準備					(実施なし)
	地域における共通単価契約の新たな品目調査					(実施なし)	

<p><取組の目標> ア 県庁における新たな品目にかかる単価契約の実施 イ・ウ・エ 地域における物品購入契約事務集約方法の決定</p>	<p><結果(取組結果)> ア × イ・ウ・エ ×</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア 県庁の全庁単価契約品目数 イ 共通単価契約の実施方法 ウ 地域の共通単価契約品目数 エ 一括購入・管理実施所属数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 7種類 イ 各事務所長連名方式 ウ 2種類 エ 10所属(5フロア)</p>	
<p><要因分析> エ フロア単位での事務用品の購入・管理に係る実態調査を実施するとともに、一部フロアで実施していた試行の効果を検証した結果、事務手間や経費削減の明確な効果がなかったことから、全庁的な実施は行わないこととなった。 ア・ウ 単価契約導入品目は、これ以上見込めないことが分かった。 イ 地域における共通単価契約の実施方法を簡素化する方策等の検討に時間を要し、方策実施には至らなかった。</p>	<p><次年度への課題> イ 28年度までの調査の結果、実現可能性があると判断された品目について、引き続き実施方法の簡素化を検討する必要がある。</p>	

①-3 庁舎管理事務の地域集約化の検討〔取組所属：◎総務部総務課、財政課、管財課、会計課、各庁舎管理所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

警備や清掃の保守管理委託などの庁舎管理業務は、各機関が個別に委託しているが、契約手続の効率化のため、地域単位等での契約の集約化について検討する必要がある。

【改革内容】

ア 各庁舎における警備・清掃委託の実態調査を参考に、地域毎の集約化の検討を行う。
イ 集約化する場合に、仕様書の調整などの契約の準備を行う。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	警備・清掃委託に係る各庁舎の仕様書等の契約内容調査				
	検討作業部会において集約化の検討				(実施なし)
	方針決定				(実施なし)
H27	警備・清掃委託に係る各庁舎の仕様書等の契約内容調査(継続)				
	検討作業部会において集約化の検討				(実施なし)
	方針決定				(実施なし)

取組状況		
<p><取組の目標> ア 庁舎管理事務の地域集約化に係る方針決定</p>	<p><結果(取組結果)> ア △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア 集約化実施地域数[25年度 0]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 0</p>	<p>C</p>
<p><要因分析> 社会保障・税番号制度開始(H28年1月1日番号利用開始)に必要な業務(行革大綱「行政改革における今後の中長期的課題」(2))に優先的に取り組んだため、各合同庁舎での警備・清掃委託契約書の入手以外の作業ができなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 入手した契約書を基にした契約内容の分析、集約化の検討、方針決定を実施</p>	<p><課題を踏まえての対応> H26年度及びH27年度実施予定としていた各作業の実施時期をそれぞれH27年度及びH28年度実施に変更</p>
<p><取組の目標> ア 庁舎管理事務の地域集約化に係る方針決定</p>	<p><結果(取組結果)> ア △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア 集約化実施地域数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 0</p>	<p>C</p>
<p><要因分析> 庁舎管理事務の集約化には、仕様書の統一化と委託契約事務集約方法の検討が必要であり、検討作業を効率的に行うべく、地域における物品購入契約事務集約方法の検討と合わせて検討することとしたが、「①-2事務用品の一括購入・管理の導入検討」の各合同庁舎における複数所属合同での光電話導入に係る取り組みに時間を要したため、検討結果を出すに至らなかった。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 地域における物品購入契約事務集約方法の検討と合わせて検討を進める必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 具体的な取組①-2の改革内容イウエの作業と合わせて取組を進める。</p>

H28	アイ	合同庁舎・単独庁舎での警備・清掃委託契約内容調査(継続)				(実施なし)
		地域における警備・清掃委託仕様書の統一化と庁舎管理事務集約方法の検討・決定				
	イ	新しい方法での来年度当初からの警備・清掃委託契約事務準備				(実施なし)

<取組の目標> ア 庁舎管理事務の地域集約化に係る方針決定 イ 標準仕様書作成		<結果(取組結果)> ア △ イ -	<評価> C
<参考指標> ア・イ 集約化実施地域数		<結果(取組後の指標値)> 0	
<要因分析> 地域における物品購入契約事務集約方法の検討と合わせて検討することとしたが、取組の方向性を検討するための情報収集として実施した各合同庁舎の庁舎管理担当者あてのアンケート調査に時間を要したため、集約化の検討を行えなかった。(※28年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> 合同庁舎の庁舎管理担当者等と検討会を開催し、取組の方向性を検討することが必要。	<課題を踏まえての対応> 庁舎管理担当者へのアンケート結果をもとに、集約化や仕様書の統一化に向けた課題に対する検討を行う。	

①-4 嘱託・臨時職員の雇用事務の一元化の検討【取組所属：◎総務部総務課、人事課、嘱託・臨時職員雇用所属】

【現状・課題(平成25年度時点)】 平成25年10月1日現在、嘱託職員655名(週29時間勤務)、臨時職員376名(緊急雇用を除く)を雇用しているが、募集、採用、給与支払い等の事務は所属単位で行っている。 事務の効率化と事務処理ミスの防止等の観点から、一元化等について検討する必要がある。	【改革内容】 平成29年度の一元化を目的に、検討や諸準備を行う。
---	--

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	嘱託・臨時職員の在籍する職場の担当者ヒアリング				(実施なし)
	検討作業部会における検討、関係機関との協議、方針素案の作成				(実施なし)
	—				

取組状況		
<取組の目標> 嘱託・臨時職員の雇用事務の一元化に係る方針素案の作成	<結果(取組結果)> ×	<評価> D
<参考指標> なし	<結果(取組後の指標値)> -	
<要因分析> 社会保障・税番号制度開始(H28年1月1日番号利用開始)に必要な業務(行革大綱「行政改革における今後の中長期的課題」(2))に優先的に取り組んだため、作業ができなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> 方針策定に向けた作業を短期間で実施し、平成29年度の一元化に間に合うように作業を進める	<課題を踏まえての対応> H27年度の作業内容を一部変更し、方針素案作成までの作業を9月までに実施する

H27	検討作業部会における検討、関係機関との協議、方針素案の作成				
	方針決定				(実施なし)
	予算要求等				(実施なし)
H28	嘱託・臨時職員の雇用事務集約方法の検討・決定				

<取組の目標> 嘱託・臨時職員の雇用事務の一元化に係る方針決定		<結果(取組結果)> ×	<評価> C
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)> -	
<要因分析> 年度当初の検討で雇用事務の集中化のみでは県庁全体での事務負担軽減・費用削減を図ることが難しいことがわかったため、物品購入契約事務や庁舎管理事務の集約化と合わせて検討を行ったが、「①-2事務用品の一括購入・管理の導入検討」の各合同庁舎における複数所属合同での光電話導入に係る取り組みに時間を要したため、検討結果を出すに至らなかった。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> 地域における物品購入契約事務集約方法や庁舎管理事務集約方法の検討と合わせて検討を進めることが必要。	<課題を踏まえての対応> 具体的な取組①-2の改革内容イウエ及び具体的な取組①-3の作業と合わせて取組を進める。	
<取組の目標> 嘱託・臨時職員の雇用事務の集約化に係る方針決定		<結果(取組結果)> ○	<評価> A
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)> -	
<要因分析> 平成23年度の事務・事業見直し委員会で「(一元化しないで)継続する」という結論が出されたが、その後も、一元化に関する職員提案があったことから、本大綱の取組として位置付け、再度、検討を行ったものである。 集約に係る方針を決定するために、関係所属による検討会を開催(10月、11月)し、他県の取組を参考にしたり、実務に照らし合わせるなどして、検討を進めた。その結果、事務負担軽減や経費削減の効果が見込めないことから、雇用事務の一元化は行わないこととの結論を得た。(※28年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	<次年度への課題> 庶務事務担当者の負担軽減や事務処理ミス防止のための方策を検討する必要がある。	<課題を踏まえての対応> 庶務事務担当者をソフト面で支援する方策(例:臨時雇用者に関するQ&Aの更新)を引き続き検討する。	

②-1 総務事務システムの活用の促進〔取組所属：◎総務事務センター〕〔関係所属：全所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

一般に、地方公共団体等の事務は、紙ベースの書類が多く存在することなどから、電子による決裁が進んでいない。本県も同様であるが、平成17年度から運用を始めた総務事務システムを効果的に活用することで、文書事務の効率化につながる可能性がある。

【改革内容】

電子決裁機能の活用方法を検討の上、利用を促進する。

【具体的工程】

計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	電子決裁機能について、前年度実績の分析、活用方法の検討				
	電子決裁機能の利用促進				
	—				
H27	電子決裁機能について、前年度実績の分析、活用方法の検討				
	電子決裁機能の利用促進				
	—				
H28	電子決裁機能について、前年度実績の分析、活用方法の検討				
	電子決裁機能の利用促進				
	—				

取組状況		
<p><取組の目標> 利用促進策の実行</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 文書に係る電子決裁率[24年度 5.3%、25年度 5.6%]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 7.3%</p>	
<p><要因分析> メインの周知記事(操作方法)を予め選定したため、計画的に実施できた。</p>	<p><次年度への課題> 操作方法の周知は一通り終わったため、次の促進策を検討する必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> H26年度実績を分析し、次の取組につながる切り口を模索する。</p>
<p><取組の目標> 利用促進策の実行</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 文書に係る電子決裁率</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 7.9%</p>	
<p><要因分析> 利用促進に係る職員への周知について、電子決裁率の推移や現状分析など職員が目を通しやすく継続的に周知できる内容に絞ったことで、計画的に実施できた。</p>	<p><次年度への課題> 職員の自発的な電子決裁機能の利用を促進する。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><課題を踏まえての対応> 次期システム更新に向け、利用しやすい電子決裁機能の検討を行う。</p>
<p><取組の目標> 利用促進策の実行</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 文書に係る電子決裁率</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 8.7%</p>	
<p><要因分析> 事務の効率化の観点から、職員に対する周知等の取り組みを行うことで、計画的に実施できた。</p>	<p><次年度への課題> 災害に強く、柔軟な働き方にも対応でき、文書保管スペースが確保できるよう文書の電子化を進める必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 各職員に文書の電子化の重要性を認識してもらえよう啓発活動を行う。</p>

②-2 情報システムの最適化〔取組所属：◎情報政策課、情報システム所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

情報システム予算の適正化と効果的な行政情報化の推進のために、予算編成時に個々の情報システムの内容及び調達方法を情報政策課において総合的かつ一元的に審査しているところであり、引き続き各情報システム所管所属と連携して予算の適正化等を進めて行く必要がある。

また、各システムを個々に導入・構築してきたため、情報システム全体としての効率性に改善の余地が生じている。

【改革内容】

ア 情報政策課による各情報システムの審査を引き続き実施する。
イ 「クラウドコンピューティング」や「仮想化」等の最新の情報通信技術を活用して、計画的に県全体の情報システムの最適化を進める。

【具体的工程】

計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 各情報システムの導入・運用に係る予算要求内容の統一的な判断基準によるチェック、助言				
	イ 情報システム全体を最適化するための具体的な行程検討				
	—				
H27	ア 各情報システムの導入・運用に係る予算要求内容の統一的な判断基準によるチェック、助言				
	イ 情報システム最適化の実施				
	—				
H28	ア 各情報システムの導入・運用に係る予算要求内容の統一的な判断基準によるチェック、助言				
	イ 情報システム最適化の実施				
	—				

取組状況			
<取組の目標> イ 情報システム全体を最適化するための具体的な行程(長期的な取組計画)の策定	<結果(取組結果)> イ ○	<評価>	
<参考指標> ア 情報政策課審査による予算削減額 [25年度当初予算 120,951千円、 26年度当初予算 130,175千円]	<結果(取組後の指標値)> ア 27年度当初予算 86,576千円	A	
<要因分析> —	<次年度への課題> なし	<課題を踏まえての対応> なし	
<取組の目標> イ H28年度・H29年度に構築・更新するシステムの最適化に向けた仮想化基盤システム等の導入	<結果(取組結果)> イ ○	<評価>	
<参考指標> ア 情報政策課審査による予算削減額	<結果(取組後の指標値)> ア 28年度当初予算 65,891千円	A	
<要因分析> H27年度に情報システム機器構成最適化方針を策定。情報システムの特性に応じてグループ化し、複数のシステムでサーバ等を共用する共通仮想化基盤及びホームページ統合基盤の構築・運用を開始した。	<次年度への課題> なし	<課題を踏まえての対応> なし	
<取組の目標> イ 最適化対象システムの仮想化基盤システム等への移行実施	<結果(取組結果)> イ ○	<評価>	
<参考指標> ア 情報政策課審査による予算削減額	<結果(取組後の指標値)> ア 29年度当初予算 61,579千円	A	
<要因分析> 情報システム機器構成最適化方針の策定段階で、情報システムごとの最適化方法を吟味したことが円滑な移行に繋がった。	<次年度への課題> なし	<課題を踏まえての対応> なし	

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
C	<p><評価の理由> 県庁公用車一元管理や総務事務システムの活用、情報システムの最適化は効率化に向けて計画どおり進んでいるが、その他の取組は遅れている。</p>	B	<p><評価の理由> 総務事務システムでの電子決裁や情報システムの最適化が順調に進み、各合同庁舎において複数所属合同での光電話導入により電話料削減ができた。一方で、庁舎管理事務の地域集約化など検討段階の取組もある。</p>	B	<p><評価の理由> ・嘱託・臨時職員の雇用一元化に関する検討等について、検討結果を得るなど取組を進めることができた。一方で、庁舎管理事務の地域集約化など検討段階にとどまった取組もある。 ・総務事務システムでの電子決裁が順調に進んだ。 ・仮想化基盤システム等への移行が進み、情報システムの導入や運用に係る経費を削減することができた。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・やる気があれば最も改善の進む領域ではないか。未着手項目が多く、遺憾。今後もやれることから、積極的にやっていって欲しい。 ・「未着手」の事業について、計画的に取り組むことが期待される。 ・職員個々のICTリテラシー向上のための「教育」と「ヘルプデスク機能」の充実に取組み、生産性を上げる下地を作っていくことが必要と思われる。</p> <p>【具体的な取組①-1について】 ・合同庁舎等のニーズが低かったとあるが、県民目線で見た効率性から判断すべき事案ではないか。 ・この改革は合同庁舎のために実施するのが目的であったのか。ニーズが低くても改革として改革の必要性があるならばやるべきではないか。また、業務の効率を上げ、公用車稼働率を下げ、減車に結びつける策も必要でないか。 ・特殊車両以外は『長期リース契約』も考えられる。 ・各合同庁舎において、公用車一元管理以外で稼働率を高める方法に取組み、目標を達成できるよう支援が必要である。</p> <p>【具体的な取組①-2、①-3、①-4について】 ・なぜ別の業務を優先せざるを得なくなったのか、要因分析では不明。 ・要因分析で「別の業務を優先した」は行政改革大綱の改革は業務の優先順位が低く設定されていることが伺える。(正直で良いが…)計画の修正をするのか、挽回するのか。今年度は優先順位をあげて取り組んでいるのか。 ・庁舎管理業務は早期集約化を、嘱託・臨時職員の雇用事務は早期一元化をしてもらいたい。</p> <p>【具体的な取組②-1について】 ・電子決裁まだ7.3%で実施が遅い。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①-1について】 ・要因分析が記載されていない。改革内容Aの結果「△」、実施結果評価Bはなぜなのかの要因を記載すべき。 【具体的な取組①-2について】 ・平成26年度は結果A×イ×ウ△エ×で実施結果評価Dとしており、平成27年度で結果A×イ×ウ×エ×で実施結果評価Cでは整合性が無い。 【具体的な取組①-3について】 ・要因分析の記載内容について、検討にとどまった要因が記載されていない。 ・要因分析と次年度への課題が同じ内容となってしまっている。 【具体的な取組①-4について】 ・要因分析の記載内容について、平成26年度における「課題を踏まえての対応」としていた「9月までに作業実施」との整合性がなく、なぜ「雇用事務の集中化のみでは県庁全体での事務負担軽減・費用削減を図ることが難しい」のかの説明が記載されていないため、唐突な印象を受ける。 【具体的な取組②-2について】 ・情報システムの最適化のために複数の情報システムでサーバーの共有を進めれば進めるほど情報漏えいの被害に遭ったときに被害が大きいのことがあるので、まとめることが本筋にいいのかということをよく考えたうえで、情報システムの強靱化をお願いしたい。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①-3について】 ・なぜ、庁舎管理事務の地域集約化など検討段階にとどまったのか。 【具体的な取組①-4について】 ・嘱託臨時職員の雇用事務の集約化に対して一元化を行わないことを決定したことに対してA評価とするのは理解できない。改善したと言えないのでは。 ・A↑の要因は<要因分析>「検討を進めた結果、…効果が見込めない、という結論が得られたので、実施しないことにした」ということであるが、もっと早く、この結論が得られなかったのか。実施予定を覆した結果、Aということだが、見込・予定が甘かったということか。Aという評価も疑問。評価ナシ＝問題外という評価が妥当なのでは。 【具体的な取組②-1について】 ・文書に係る電子決裁率8.7%は低すぎるので、次のターゲットとして50%を狙った施策を検討していただきたい。 ・前年よりも増加していれば達成(A評価)したことになるのか。(H26年が7.3%、H27年が7.9%、H28年が8.7%)また、どうして目標数値が示されていないのか分からない。より高い目標を掲げて、電子化のペースを早める努力を期待する。 【具体的な取組②-2について】 ・情報予算の執行にあたり、費用の審査は重要であるが、それ以上に「成果(OUTPUT)」の評価に注力いただきたい。</p>	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

<p>取組事項 (1)内部管理事務の集中化などによる効率化</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標> ①-1 県庁公用車の稼働率及び各合同庁舎公用車の稼働率 ①-2、①-3、①-4 事務担当の減少者数 ②-1 電子決裁率及び電子決裁利用文書数 ②-2 仮想化基盤等に移行した情報システムに係る経費の削減</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値> ①-1 県庁:約81%、各合同庁舎:約55% ①-2、①-3、①-4 未調査 ②-1 電子決裁率8.7% 電子決裁利用文書数4万8千件/年 ②-2 514千円</p>
<p><評価> B</p>	<p><評価の理由> ・各合同庁舎において複数所属合同での光電話導入により電話料削減ができた。また、嘱託・臨時職員の雇用一元化に関する検討等について、検討結果を得るなど取組を進めることができた。一方で、庁舎管理事務の地域集約化など検討段階で終了した取組もある。 ・情報システム機器構成最適化方針に基づいて「共通仮想化基盤」「ホームページ統合基盤」を構築し、2システム及び27サイトを各基盤に集約したことで、経費を削減することができた。今後、仮想化基盤システム等への移行が計画どおり更に進めば、更なる経費の削減が可能である。</p>
<p><課題> ・効果・成果があった取組については引き続き実施するとともに、検討段階で終了した取組については、必要に応じて、通常取組として、検討を継続する必要がある。 ・災害に強く、柔軟な働き方にも対応でき、文書保管スペースが確保できるよう、総務事務システムでの文書の電子化を進める必要がある。</p>	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・日常的に推進・管理して欲しい項目。 ・公用車稼働率、電子決裁率、情報システムに関わる経費削減等、評価できるが、さらなる可能性があるため、B評価であると考えた。 ・嘱託臨時職員の雇用一元化に関する検討で、「一元化しない」という結論を出したことが「成果アリ」との評価をするのは理解できない。決めれば良いのか。</p>	

<p>H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.4～8 ①-1～4、②-2 H26年度取組結果を踏まえ、H27年度以降の工程見直し H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.2～5 ①-2～4 H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施</p>

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革5 事務事業執行の効率化	取組事項	(2)実施方法の工夫による効率化
----	-------------	----	----------------	------	------------------

【具体的な取組】

- ①各庁舎における資源ごみの積極的な売払いの実施
- ②エネルギー使用量の削減
- ③電力調達の効率化
- ④オープンカウンタ方式による見積合せの導入
- ⑤公共工事の経費節減

①各庁舎における資源ごみの積極的な売払いの実施【取組所属：◎総務部総務課、各地域機関】

【現状・課題(平成25年度時点)】

現在、すべての合同庁舎等において資源ごみの売払い又は無償回収が実施されており、経費節減等の効果が認められている。単独庁舎等、未導入の施設についても導入を進める必要がある。

【改革内容】

各庁舎の資源ごみの処理状況を参考に、各地域において売払い又は無償回収の対象庁舎の拡大を行う。

【具体的工程】

計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	全庁舎に係る実施状況調査				
	各地域において調査結果を参考に対象庁舎拡大等の検討				(実施なし)
	各地域において実施準備				(実施なし)
H27	各地域において調査結果を参考に対象庁舎拡大等の検討				
	各地域において実施準備				
	全庁舎に係る実施状況調査(平成26年度実施結果)				
—					

取組状況		
<p><取組の目標> 各地域における対象庁舎拡大の検討</p>	<p><結果(取組結果)> △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> 資源ごみ売払い額[24年度 487千円、25年度 424千円]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 563千円</p>	<p><課題を踏まえての対応> H28年度から拡大庁舎を含めた売払等を開始するようH27～28年度の工程を見直す。</p>
<p><要因分析> 社会保障・税番号制度開始(H28年1月1日番号利用開始)に必要な業務(行革大綱「行政改革における今後の中長期的課題」(2))に優先的に取り組んだため、実施状況調査のとりまとめが計画どおりに進まなかった。そのため、対象庁舎拡大の検討は一部地域にとどまった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 調査結果を参考とした各地域での検討が26年度中にできなかったため、拡大庁舎を含めた売払等検討及び開始時期を見直す必要がある。</p>	
<p><取組の目標> 各地域において拡大庁舎を含めた売払等開始</p>	<p><結果(取組結果)> △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ・資源ごみ売払い額 ・合同庁舎と合同で売払等を実施した単独庁舎所属数 [24年度 15所属、25年度 18所属、26年度 19所属]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・498千円 ・20所属</p>	<p><課題を踏まえての対応> 合同庁舎・単独庁舎合同での売払等を実施する旨協議終了した単独庁舎から、可能な限り速やかに実施に移すよう促す。</p>
<p><要因分析> 合同庁舎及び単独庁舎での資源ごみ処理実施状況の両調査結果を同時に各庁舎に送付し、合同庁舎・単独庁舎合同で売払等を実施するよう促したが、調査結果とりまとめに時間を要したためその時期が当初計画より遅れてしまった。</p>	<p><次年度への課題> 合同庁舎・単独庁舎合同での売払等を実施する旨協議が終了したら、早期に実施開始してもらうことが必要。</p>	

H28	各地域において調査結果を参考に対象庁舎拡大等の検討				
	各地域において拡大庁舎を含めた売払等開始				
	全庁舎に係る実施状況調査(平成27年度実施結果)				

<取組の目標> 各地域において拡大庁舎を含めた売払等開始	<結果(取組結果)> △	<評価> B
<参考指標> ・資源ごみ売払額 ・合同庁舎と共同で売払等を実施した単独庁舎所属数	<結果(取組後の指標値)> ・396千円 ・21所属	
<要因分析> すべての地域において、売払い及び無償回収を開始するには至らなかったが、地域機関等から排出される古紙を県庁舎に持込可能とする体制を整えたことにより、地域機関における売払いを実施できる環境が拡大した。	<次年度への課題> 分別回収量は、年々増加しているが、売払額は減っている状況である。また、運搬費用や人件費の高騰を理由に売払い契約を断られる事案が生じている。	

②エネルギー使用量の削減〔取組所属：◎環境エネルギー課、管財課、各施設、全所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

温暖化対策や経費節減のため、県有施設における省エネを推進している。特に、震災以降の電力需給対策として、県は率先して節電・省エネ対策を実施し、民間活力の導入も視野に入れ、その定着・推進を図る必要がある。

【改革内容】

ア 省エネ法に基づく管理標準による的確な施設管理・運用を実施する。
イ 実行計画(事務事業編)達成のため毎年度行動計画を策定した上で省エネの取組を実施する。
ウ 施設の省エネ改修を実施する。また、各庁舎の長寿命化のための取組と連携して、ESCO事業の実施についても検討を進めていく。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)				
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
H26	ア 省エネ法に基づく管理標準により、施設管理・運用の実施(各施設管理者)					
	イ 実行計画(事務事業編)達成のための行動計画の策定(各所属)					
		省エネの取組の実施(各所属)				
	ウ 省エネ改修事業のとりまとめ	施設の省エネ改修の実施				
		ESCO事業推進連絡会議の開催による情報共有等の実施				

取組状況		
<取組の目標> ア 省エネ法に基づく管理標準による的確な施設管理・運用 イ 省エネの取組 ウ 省エネ改修の実施 ウ ESCO事業の実施の検討	<結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○ ウ ○	<評価> A
<参考指標> エネルギー使用量[24年度 50,534キロワットル、25年度 49,858キロワットル]	<結果(取組後の指標値)> 48,567キロワットル	
<要因分析> -	<次年度への課題> ・各施設の運用改善による省エネは限界に近づいている。 ・当面、導入を予定していたESCO事業は実施済み。 ・県有施設長寿命化指針策定(H25年3月)。長期保全計画に基づく県有施設の改修が本格化	

H27	ア	省エネ法に基づく管理標準により、施設管理・運用の実施(各施設管理者)				
	イ	実行計画(事務事業編)達成のための行動計画の策定(各所属)				
		省エネの取組の実施(各所属)				
	ウ	省エネ改修事業のとりまとめ				
		施設の省エネ改修の実施				(実施なし)
ESCO事業推進連絡会議の開催による情報共有等の実施						
H28	ア	省エネ法に基づく管理標準により、施設管理・運用の実施(各施設管理者)				
	イ	実行計画(事務事業編)達成のための行動計画の策定(各所属)				
		省エネの取組の実施(各所属)				
	ウ	省エネ改修事業の準備(補助金申請等)				
		施設の省エネ改修の実施				
ESCO事業の導入促進(導入可能性調査等)						

<p><取組の目標> エネルギー使用量 22年度比 5%削減(※22年に設定)</p>	<p><結果(取組結果)> ○[11.9%削減]</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> エネルギー使用量</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 48,732キロリットル</p>	
<p><要因分析> ・電気料金等の高騰による経費増大を抑えることを前面に出した取組 ・電力使用量、電気料金の報告を毎月求めることにより、職場の節電意識を徹底 ・職員による運用改善の推進と、併せて施設の省エネ改修を実施 ・大幅な省エネ効果があるESCO事業の導入(※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> ・電力のピークカットを目的とした各施設の運用改善は限界に近づいている。 ・当面、導入を予定していたESCO事業は実施済み。 ・県有施設長寿命化指針策定(H25年3月)。長期保全計画に基づく県有施設の改修が本格化</p>	<p><課題を踏まえての対応> ・新たな目標(総量削減)に基づいた省エネ・節電取組みの継続 ・長期保全計画による改修と連動した省エネ改修の実施 ・省エネ・節電診断に基づく、国庫補助を活用した省エネ改修 ・エネルギー多消費施設を中心とした、ESCO導入可能性調査</p>
<p><取組の目標> ア 省エネ法に基づく管理標準による的確な施設管理・運用 イ 省エネの取組 ウ 省エネ改修の実施 エ ESCO事業の実施の検討</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○ エ ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> エネルギー使用量</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 49,148キロリットル</p>	
<p><要因分析> ・エネルギーの使用に伴う経費増大を抑えるため、電力使用量を対前年度比▲1%とする新たな省エネ・節電の目標を策定。各職場あて年2回の実績報告を求めるとともに、自己分析による省エネの徹底を求めた。 ・各職場における運用改善の推進と施設の省エネ改修を実施。 ・ESCO事業の掘り起こしのため導入可能性調査を実施(6施設)。</p>	<p><次年度への課題> ・更なるエネルギー使用量の低減には、各職場における省エネ・節電意識の継続と自己分析が必要。 ・ESCO事業導入可能性調査結果に基づく、新たな導入施設の検討。 ・県有施設長寿命化指針策定(H25年3月)。長期保全計画に基づく県有施設の改修が本格化。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ・新たな目標に基づく省エネ・節電の取組みの継続。 ・長期保全計画による改修と連動した省エネ改修の計画策定と、省エネ・節電診断を活用した、費用対効果の高い省エネ改修の推進。 ・エネルギー多消費施設を中心とした、ESCO事業の更なる導入の促進。</p>

③電力調達効率化〔取組所属：◎総務部総務課、各部局主管課、各庁舎管理所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

現在、導入が進められている電力の競争の手続による調達について、県庁舎や合同庁舎などの一部の庁舎にとどまっている。

【改革内容】

ア 平成27年度を目途に、可能な庁舎の電力調達に競争の手続を導入する。
イ 更に、契約の全庁一本化や複数年契約の導入を検討する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 検討作業部会において電力調達に係る競争の手続の導入の検討・方針決定				(実施なし)
	ア 平成27年度契約手続の準備、執行				
H27	ア 検討作業部会において電力調達に係る競争の手続の導入の検討・方針決定				
	ア 平成28年度契約手続の準備、執行				
H27	イ 検討作業部会において、全庁一本化や複数年契約への移行等の課題の検討				

取組状況		
<p><取組の目標> ア 可能な庁舎に係る電力調達の競争の手続実施 100%</p>	<p><結果(取組結果)> ア △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア 電力調達の競争の手続導入施設数 [25年度(26年度契約分) 111施設]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 26年度(27年度契約分) 117施設</p>	<p>C</p>
<p><要因分析> 社会保障・税番号制度開始(H28年1月1日番号利用開始)に必要な業務(行革大綱「行政改革における今後の中長期的課題」(2))に優先的に取り組んだため、電力入札状況の実施調査止まりとなってしまった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> H26年度に電力調達の競争の手続の導入の検討ができなかったため、導入の検討を引き続き行う必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> まずは可能な庁舎において、電力調達の競争の手続を実施するため、H27年度の行程を見直す。</p>
<p><取組の目標> ア 可能な庁舎に係る電力調達の競争の手続実施 100% イ 全庁一本化や複数年契約への移行等の検討</p>	<p><結果(取組結果)> ア △ イ △</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア 電力調達の競争の手続導入施設数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 27年度(28年度契約分) 118施設</p>	<p>C</p>
<p><要因分析> ア 電力入札の事務手続資料を掲載したり、電力入札の実施を検討している施設の相談に応じたものの、可能な施設を絞って検討を行わなかったため、合計で1施設の増にとどまった。 イ 電力入札の全庁一本化や複数年契約への移行の可能性については、他の都道府県の情報収集、分析に時間を要したため、結論には至らなかった。(※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> ア 負荷率が小さい施設(夜間にあまり電気を使わない)で電力入札を実施していない施設について、対象施設を絞って競争の手続の導入の検討を行い、導入施設数を増やす必要がある。 イ 全庁一本化や複数年契約への移行について、実施が可能かどうか引き続き検討を行う必要がある。(※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 電力入札を実施していない施設において、導入できそうな施設の洗い出しを行い、導入を実施していない理由等の調査を行った上で、導入を促す。 イ 全庁一本化や複数年契約の可能性について検討を行い、28年度中に結論を出す。(※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>

H28	ア	未導入庁舎に係る電力調達の競争的手続導入可能性検討				
		平成29年度契約手続の準備、執行				
	イ	検討作業部会において、全庁一本化や複数年契約への移行等の課題の検討				
	—					

<取組の目標> ア 可能な庁舎に係る電力調達の競争的手続実施 100% イ 全庁一本化や複数年契約への移行等の検討	<結果(取組結果)> ア △ イ △	<評価> B
<参考指標> ア 電力調達の競争的手続導入施設数	<結果(取組後の指標値)> ア 28年度(29年度契約分) 119施設	
<要因分析> ア 電力入札の導入可能な施設の洗い出しをし、導入を促した結果、新たに2施設導入した。なお、導入済みの1施設が電力入札の対象外(高圧から低圧に変更)となったため、合計では1施設の増となった。 イ 長期継続契約の検討を行ったが、長期継続契約は燃料費変動等のリスクからコスト削減につながらない可能性があり、引き続き他県の状況等を確認しながら検討していくこととした。	<次年度への課題> ア 部局ごとに電力入札を行っているため、年間使用電力量が少ない部局は、電力入札が実施できない状況(入札不調、削減効果なし)となっている。	<課題を踏まえての対応> ア 電力入札が実施できていない施設(電力入札が可能な施設)について、複数部局まとめることにより年間使用電力量を増やし、電力入札が実施できるよう複数部局まとめた電力入札を実施する方法を検討する。

④オープンカウンタ方式による見積合せの導入〔取組所属：◎会計課、各地域機関〕〔関係所属：県庁各所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

現在、会計課が契約事務を行う随意契約案件では、見積の相手先を指名した見積合せを実施しているが、競争性を高めることによる安価な調達と業者の参入機会の拡大を図っていく必要がある。

【改革内容】

ア 見積の相手先を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け付ける方法(オープンカウンタ方式)について、会計課の調達において、要領に基づき試行を実施し、効果を検証した上で、本格導入する。
 イ 地域機関への導入についても検討する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	オープンカウンタ方式導入のための方針決定				
	発注所属及び業者へオープンカウンタの試行について周知				
	会計局調達案件について紙執行によるオープンカウンタ試行開始、各月毎に課題の洗い出し				
	—				

取組状況		
<取組の目標> ア オープンカウンタ導入のため方針決定、周知 ア 紙執行による試行の実施	<結果(取組結果)> ア △ ア ○	<評価> B
<参考指標> ア オープンカウンタ方式により執行した会計課の見積合せ数・割合 [24年度 0件、25年度 0件]	<結果(取組後の指標値)> ア 170件/455件・37%	
<要因分析> 計画通り進めることができたが、周知について不足している部分があった。	<次年度への課題> ・周知を再度行う。 ・オープンカウンタの試行を継続し、本施行に向けての検証をする。 ・オープンカウンタに、最低制限価格制度の導入を検討する。	<課題を踏まえての対応> H28年度にオープンカウンタの本施行に向け、H27年度以降の実施計画を見直す。

H27	ア	会計局発注案件についてオープンカウンタ(紙執行)の試行継続				
H28	ア	会計局発注案件についてオープンカウンタ(紙執行)の試行継続及び本施行検討				
		会計局発注案件についてオープンカウンタ(電子執行)の導入検討				
	イ	地域機関への導入検討				

<取組の目標> ア オープンカウンタの試行継続		<結果(取組結果)> ア ○	<評価> B
<参考指標> ア オープンカウンタ方式により執行した会計課の見積合せ数・割合 ア 印刷物の1案件あたりの参加業者数		<結果(取組後の指標値)> ア 312件/448件・70% ア 8者	
<要因分析> 再度の周知を行った結果、制度の知名度が上がり、継続的に参入者の増大を図ることができた。 一方で、本施行に向けた課題(最低制限価格導入検討等)の整理は未着手である。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> オープンカウンタ試行期間の総検証を継続しながら、本施行に向けた課題の整理、検討を行う必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> オープンカウンタ制度の修正を行い、本施行に移行する。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	
<取組の目標> ア 紙執行によるオープンカウンタの試行継続及び本施行検討 ア 電子執行導入の検討着手 イ 地域機関への導入の検討着手		<結果(取組結果)> ア ○ ア × イ ×	<評価> B
<参考指標> ア オープンカウンタ方式により執行した会計課の見積合せ数・割合 ア 印刷物の1案件あたりの参加業者数		<結果(取組後の指標値)> ア 294件/444件・66.2% ア 6.5者	
<要因分析> 公正な取引秩序の維持や健全な業者育成等のため、平成29年度から一部の印刷物に最低制限価格を導入する改正をしたところである。このため、今後、当該制度改正後の施行実績をふまえての検証を行うことが必要となり、すぐには本施行とせず、試行を継続することとした。 これにより、電子執行導入及び地域機関への導入検討は先延べすることとした。	<次年度への課題> 制度改正後の検証を行う必要がある。また電子執行導入の検討を開始する必要がある。	<課題を踏まえての対応> 制度改正の検証を行い、電子入札の可能性を探るため、データの収集、整理、分析を行う。	

⑤公共工事の経費節減(取組所属:◎建設企画課、県土整備部各所属)

【現状・課題(平成25年度時点)】

公共事業は投資規模が大きいことから、計画段階から事業実施の各段階における創意工夫により、コスト縮減に取り組むことが重要である。
 したがって、特別に編成された専門技術を持つ技術者のチームが、県民(使用者)の立場を考慮しつつ、様々な視点から原設計の見直しを行う設計VE活動を継続実施するとともに、今後、新規事業着手を予定している箇所について、設計の最適化による一層のコスト縮減の取組を推進する必要がある。

【改革内容】

平成25年度から平成34年度の10年間にわたる建設系事業(維持管理系事業を除く)のコスト縮減目標を3%に設定し、設計VE等の取組により公共事業の経費節減に取り組む。

【具体的工程】

計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	コスト縮減対象箇所の抽出	■			
	設計VE等コスト縮減の取り組み		■	■	■
	成果とりまとめ				■
H27	コスト縮減対象箇所の抽出	■			
	設計VE等コスト縮減の取り組み		■	■	■
	成果とりまとめ				■
	—				
H28	コスト縮減対象箇所の抽出	■			
	設計VE等コスト縮減の取り組み		■	■	■
	成果とりまとめ				■

取組状況		
<取組の目標> コスト縮減の取組	<結果(取組結果)> ○	<評価>
<参考指標> 設計VE実施回数[25年度 4箇所]	<結果(取組後の指標値)> 3箇所	A
<要因分析> —	<次年度への課題> なし	<課題を踏まえての対応> なし
<取組の目標> コスト縮減の取組	<結果(取組結果)> ○	<評価>
<参考指標> 設計VE実施回数	<結果(取組後の指標値)> 4箇所	A
<要因分析> 前年度から対象事業箇所の抽出等の準備を行うことで、年度初めから計画的に設計VEの執行を行うことができた。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	<次年度への課題> 現時点では、設計をしたら必ずVE活動を実施するといった状況にはなっていないため、導入拡大等の検討を行う必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	<課題を踏まえての対応> 引き続き設計VEの取組を継続していき、VE経験の無い職員の参加を促したり、VEに関する研修の開催等でVEに対する理解を深め、まずは、導入拡大の基盤づくりをしていきたい。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)
<取組の目標> コスト縮減の取組	<結果(取組結果)>	<評価>
<参考指標> 設計VE実施回数	<結果(取組後の指標値)> 2箇所	A
<要因分析> 前年度からの準備で計画的に設計VEの執行を行うことができた。 また、実施した2件とも設計VE未経験者の参加を促すことができ、拡大に向けた取組も行うことができた。	<次年度への課題> 行き過ぎたコスト縮減は、公共工事の品質の低下を招く恐れがあるため、コストと品質の両方を確保した設計VEの実施が必要である。	<課題を踏まえての対応> コスト縮減のみを重視するのではなく、価値向上に着目した目標設定を行って継続的に設計VEを実施していく。

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<p><評価の理由> エネルギー使用量削減と公共工事の経費節減は進んでいるが、電力調達の効率化の取組は遅れている。</p>	B	<p><評価の理由> 合同庁舎と合同で資源ごみ売払等を実施する単独庁舎所属や入札による電力調達を実施する施設が徐々に増えているが、まだ増やせる余地がある。</p>	B	<p><評価の理由> オープンカウンタについては、平成26年度下半期から試行してきたが、公正な取引秩序の維持や健全な業者育成等のため、平成29年度から一部の印刷物に最低制限価格を導入する改正をし、制度の改善をしたところである。今後、当該制度改正後の施行実績をふまえ検証を行うことが必要となることから、すぐには本施行とせず、試行を継続することとした。これにより、電子執行導入及び地域機関への導入検討は先延べすることとした。 新規事業に着手する箇所について設計VE活動を継続的に取り組み、設計の最適化を推進できた。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> やる気があれば最も改善の進む領域ではないか。未着手項目が多く、遺憾。今後もやれることから、積極的にやっていって欲しい。</p> <p>【具体的な取組①、③について】 なぜ別の業務を優先せざるを得なくなったのかが、要因分析では不明。 要因分析で「別の業務を優先した」は行政改革大綱の改革は業務の優先順位が低く設定されていることが伺える。今年度は優先順位をあげて取り組んでいるのか。 資源ごみ売払額が改善していることは評価できる。未導入の施設への指導を実施し、資源ごみの売り払い、無償回収施設が拡大することが期待される。</p> <p>【具体的な取組②について】 節電はいいが、庁舎内が薄暗いと雰囲気が悪いので適性を図っていただきたい。 エネルギー削減5%目標は少なすぎる。</p> <p>【具体的な取組④について】 周知不足の要因が不明である。</p> <p>【具体的な取組⑤について】 コスト削減の取り組みとして3カ所でA評価の妥当性がわからない。VEによる効果額であったり、いくつかの公共工事のうちVE活動が3箇所行われたなどの結果が必要ではないか。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組②について】 要因分析欄が空欄となっている。実施結果評価Aであれば、行政の自己努力によるものか、外部要因によるところが大きいかを分析すべき。 【具体的な取組③について】 要因分析の記載内容について、改革内容はなぜ「1施設の増のみ、電力入札可能と考えられる全ての施設の実施に至らず」となったのか、改革内容はなぜ「結論に至らず」となったのかを分析すべき。 【具体的な取組④について】 結果○であれば実施結果評価はBではなくAのようにも考えられる。 【具体的な取組⑤について】 民間企業ではVE活動は設計したら必ず実施するという意識がある。可能であれば、設計したら必ずVE活動を実施するルールづくりを行ってほしい。 要因分析・次年度への課題・課題を踏まえての対応の各欄が空欄。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組③について】 電力自由化に伴い県庁消費電力は入札次第でVEできる環境になった。設計VE活動の専任者が必要ではないか。</p>	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

<p>取組事項 (2)実施方法の工夫による効率化</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標></p> <p>① 各庁舎における資源ごみ売払い額 ② エネルギー使用量 H27年度に5%削減(H22年度比)、H32年度に5%削減(H27年度比) ③ 競争的手続による電力調達での電気料金削減額 ④-1 オープンカウンタ方式により執行した会計課の見積合せ数・割合 ④-2 印刷物の1案件あたりの参加業者数 ⑤ 公共工事の経費削減の取組の継続的な実施</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値></p> <p>① 1,457千円(H26:563千円 H27:498千円 H28:396千円) ② 49,148キロワットル ③ 4.7億円(平成27~29年度契約分) ④-1 776件/1,347件 57.6% ④-2 8.1者 ⑤ 実施箇所 9箇所</p>
<p><評価></p> <p>B</p>	<p><評価の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金を3年間で合計4.7億円削減したが、複数部局をまとめて入札を実施するなど、まだ削減できる余地がある。 ・平成26年度下半期からオープンカウンタを試行したが、平成29年度から一部の印刷物に最低制限価格を導入する改正をしたため、当該制度改正後の施行実績をふまえての検証を行うことが必要となり、試行を継続することとした。これにより、地域機関への導入検討は先延べすることとした。 一方で、成果指標である印刷物の1件あたりの参加業者数はオープンカウンタ試行後は8.1者であり、オープンカウンタ試行前の5.8者を上回る成果を得た。 ・毎年、継続的に設計VEを実施することができ、公共事業の経費削減を図るとともに、設計の最適化に努めることができた。
<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局ごとに電力入札を行っているため、年間使用電力量が少ない部局は、電力入札が実施できない状況(入札不調、削減効果なし)となっている。 ・オープンカウンタについては、制度のさらなる充実、効率的な実施、制度の拡大等の検討が課題である。 ・行き過ぎたコスト削減は、公共工事の品質の低下を招く恐れがあるため、コストと品質の両方を確保した設計VEの実施が必要である。 	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は自由化されたのでアイデア次第では更なる削減を期待する。 	

<p>H27.4~8 H26年度自己評価の実施 H27.4~8 ② 組織改正により取組所属変更 H27.4~8 ①③④ H26年度取組結果を踏まえ、H27年度以降の工程見直し H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.2~5 ①②③ H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3~6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施</p>
--

メモ

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革5 事務事業執行の効率化	取組事項	(3)時代や環境の変化に合わせた事務事業の推進
----	-------------	----	----------------	------	-------------------------

【具体的な取組】

- ①政策的視点からの事務事業の効果的実施
- ②「業務改善のヒント」の実践・徹底

①政策的視点からの事務事業の効果的実施〔取組所属：◎総務部総務課、見直し事務事業所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

外部の視点を加えた多角的な視点から事務・事業の検証等を実施して政策議論を深め、職員の意識改革を図るとともに、県民目線の県政の実施につなげている。
通常の予算編成作業に加えて、部局横断的に事務・事業を対象として検証等を行うことは効果的であることが判明した一方、対象事業の選定、審理時間、委員の選任、判定のあり方など全般に渡って改善が求められている。

【改革内容】

事務・事業見直し委員会について、委員の選任及び判定(判断)のあり方のほか、対象案件を絞り、選定の段階から第三者が参加し、十分な審理時間を確保した委員会となるよう抜本的な見直しを行った上で実施する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	事務・事業見直し委員会の実施方法等の見直し	■			
	事務・事業見直し委員会の実施	■	■	■	■
	参加職員の意識の変化及び見直し対象事務・事業の対応状況等のフォローアップ			■	■
	事務・事業見直し委員会の実施に係る評価・改善				■
H27	事務・事業見直し委員会の実施方法等の見直し	■			
	事務・事業見直し委員会の実施	■	■	■	■
	参加職員の意識の変化及び見直し対象事務・事業の対応状況等のフォローアップ			■	■
	事務・事業見直し委員会の実施に係る評価・改善			■	■

取組状況		
<p><取組の目標> 政策的視点からの事務事業の効果的実施</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> ・対象事業数[24年度 14事業、25年度 13事務・事業] ・1事業当たり審理時間[24年度 100分、25年度 110分]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・7施策 ・120分</p>	
<p><要因分析> 施策を審議対象とし政策議論を深めることを重視した審議方法へ変更したことによって、従前よりも審理時間を確保することができた。</p>	<p><次年度への課題> なし</p>	<p><課題を踏まえての対応> なし</p>
<p><取組の目標> 政策的視点からの事務事業の効果的実施</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> ・対象事業数 ・1事業当たり審理時間</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ①新規 2施策、150分 ②昨年度提言フォローアップ 7施策、30分</p>	
<p><要因分析> ・昨年度提言を受けた各施策の取組状況の検証・評価を新たに実施した。</p>	<p><次年度への課題> なし</p>	<p><課題を踏まえての対応> なし</p>

H28	事務事業の効果的な実施に関する助言の実施方法等検討				
	事務事業の効果的な実施に関する助言に関する委員会審議				(実施なし)
	事務事業の効果的な実施に関する助言の実施方法検証				(実施なし)

<取組の目標> 政策的視点からの事務事業の効果的実施	<結果(取組結果)> ×	<評価> C
<参考指標> ・対象事業数 ・1事業当たり審理時間	<結果(取組後の指標値)> 未実施	
<要因分析> ・行革評価・推進委員会の所掌事項に「事務事業の効果的な実施に関する助言」を加え、体制を整えたが、次期行政改革大綱策定に係る審議があり、実施に至らなかった。	<次年度への課題> ・趣旨を踏まえて、審議するテーマの設定、審議の実施方法等を検討する必要がある。	<課題を踏まえての対応> ・審議テーマの設定、委員への提示を行い、審議を実施する。 ・審議にあたっては、十分な審理時間を確保する。

②「業務改善のヒント」の実践・徹底【取組所属：◎総務部総務課】【関係所属：全所属】

【現状・課題(平成25年度時点)】

県民サービスの向上や業務の効率化を図るため策定した「業務改善のヒント」について、再徹底を図る必要がある。試験事務などの定例的、慣例的に行われている事務について、改めて、「業務改善のヒント」に記載の視点を活用して、必要性や実施方法等について見直す必要がある。

【改革内容】

ア 「業務改善のヒント」を一部内容見直しの上、徹底を進める。
イ 試験事務の実施方法等の見直しを行う。
ウ イベント等の実施方法等の見直しを行う。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 「業務改善のヒント」の時点修正的見直し及び周知				
	イ 試験事務実施関係課ヒアリング				(実施なし)
	イ 試験事務見直し方針策定				(実施なし)
—					

取組状況		
<取組の目標> ア 「業務改善のヒント」の周知 イ 試験事務見直し方針策定	<結果(取組結果)> ア ○ イ ×	<評価> B
<参考指標> ア 「業務改善のヒント」周知度・見直し提案意見数[未把握] イ 県が実施主体の試験事務数[24年度 28件、25年度 未把握]	<結果(取組後の実績値)> ア 未把握 イ 未把握	
<要因分析> 「業務改善のヒント」を時点修正的見直しにとどめず、職員が業務改善を身近なものとしてとらえ実践につながるよう、全般的な見直しを行った。このため、「業務改善のヒント」の見直しに時間がかかり、試験事務の見直しまで至らなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> 試験事務の見直しに着手する必要があるが、試験事務に限定せず、事務事業執行の効率化に寄与する取組を進める必要がある。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> 試験事務の見直しに向けて、27年度の工程を修正する。

H27	イ	試験事務の実態把握、見直し内容の検討				
		試験事務見直し方針検討・策定				(実施なし)
H28	イ	試験事務の実態把握、見直し内容の検討、見直しの基本的な考え方整理				
		各試験事務ごとの見直し方針検討・策定				(実施なし)
	ウ	その他イベント・表彰等の定例的・慣例的な事務について実態把握				(実施なし)

<取組の目標> イ 見直し方針策定		<結果(取組結果)> ×	<評価> C
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)> -	
<要因分析> 平成25年7月に行った県直営での試験事務の庁内実態調査を分析し、試験事務のうち「試験当日の監督業務」の外部委託(指定試験機関での実施含む)や「試験問題作成」の他自治体との広域連携の可能性を探ったが、各試験事務ごとの事情が想定以上に複雑で当年度中に見直し内容を整理しきれなかった。	<次年度への課題> 外部委託が実施できていない試験事務については、既に職員の事務負担が少ない、経費があまりかかっていない、委託先として適当な指定試験機関がないなど外部委託を実施することが難しいものも多いため、外部委託が実現できそうな試験をいくつか絞って検討を行う必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> 外部委託が実施できそうな試験事務をいくつか選び出して、外部委託に当たって支障となることや外部委託によるメリット等の調査を行い、導入の可否について検討を行う。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	
<取組の目標> イ 各試験事務ごとの見直し方針策定 ウ その他のイベント・表彰等事務実態把握		<結果(取組結果)> イ × ウ ×	<評価> C
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)> -	
<要因分析> 他県で外部委託の実績がある試験事務について、本県の状況を調査した結果、既に外部委託や一部委託などにより効率的に実施している状況であった。また、今回調査を実施した以外の試験事務についても、職員の事務負担や経費負担が小さい、適当な委託先がないなど外部委託が難しく、各試験事務ごとの見直し方針は策定しないこととした。イベント等については、必要性の検証や、実施方法の見直し等を「業務改善のヒント」において示しているため、実態把握は行わないこととした。	<次年度への課題> コスト削減や業務効率化等のため、アウトソーシングについては、継続して取り組んでいく必要がある。	<課題を踏まえての対応> 民間との連携による県民サービス向上に関する取り組みの中で、取組を進める。	

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
A	<p><評価の理由> 事務・事業見直し委員会について、十分な審理時間を確保した上で、政策議論を深め、委員会の提言を得ることができた。</p>	B	<p><評価の理由> ・事務・事業見直し委員会については、新たに昨年度提言を行った施策のフォローアップを行うなど政策議論をさらに深めて施策の効果的実施に取り組むことができた。一方、試験事務の見直しはあまり進展していない。</p>	C	<p><評価の理由> ・政策的視点からの事務事業の効果的実施については、行革評価・推進委員会の所掌事項に「事務事業の効果的な実施に関する助言」を加え、体制を整えたが、実施に至らなかった。 ・試験事務の見直しは行ったが、新たに外部委託を行った試験事務はなかった。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・一部の取組しかなされていなのに、なぜ成果評価をA(大きな成果あり)と言えるのか疑問。 【具体的な取組①について】 ・対象事業の選定、委員会での審理など、効果的な取り組みが実施されたと評価できる。今後は、事業見直しの提言が、どのように活用され、成果を出しているか、継続的に評価する必要がある。 【具体的な取組②について】 ・改革内容イ(試験事務の実施方法等の見直しを行う)を取り組まず、結果(県が実施主体の試験事務数を)未把握でなぜ評価がBか。 ・どのように遅れ挽回ははかるのか。 ・業務改善のヒントだけではなかなか改善が進まないと思われるので、民間出身OBも入れた改善推進チームが職場に入って一緒に改善を進めることで職場に改善の能力を身につけさせる必要があると思われる。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①について】 ・事務・事業見直し委員会では、平成26年度提言事業のフォローアップを実施しており、継続的に成果を確認したという点で評価できる。 【具体的な取組②について】 ・次年度への課題欄と課題を踏まえての対応欄の記載内容が重複している。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①②について】 ・「仕事の仕方」の改革という目的に対し、施策の実行計画が不明確で進捗していないと考える。第三者による評価も重要であるが、県職員の意識改革が何よりも重要であり、県職員から仕事の仕方改革の具体的提案を募るのも有効と考える。</p>	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

<p>取組事項 [(3)時代や環境の変化に合わせた事務事業の推進]</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標> ① 事務・事業見直し委員会の提言を踏まえ、事務事業の実施方法の見直しを行った事業数 ② 新たに外部委託を行った試験事務数</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値> ① 9件 ② 0件</p>
<p><評価> C</p>	<p><評価の理由> ・事務・事業の効率的・効果的な実施に関する審議を、行政改革評価・推進委員会の所掌事務に加えたが、審議方法等の検討、審議の実施に至らなかった。 ・試験事務の見直しは行ったが、新たに外部委託を行った試験事務はなかった。</p>
<p><課題> 事務事業の効率的・効果的な実施に関する審議を実施するため、審議テーマの設定や審議の進め方等について検討を進める。 試験事務以外でも外部委託により効率的・効果的に実施できる事務については、外部委託を進める必要がある。</p>	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・広く浅く行う業績測定方式による評価ではなく、重要又は先導的、横断的な施策・事業に限局して、効果検証するような評価方式(プログラム評価)の導入を検討したかどうか。 ・事務改善は、県民目線行政と並び行政改革の根幹となる施策であり、C評価では問題。今までと別のアプローチが必要と考える。 ・平成28年度から新目標が発生した為に平成28年度の評価がCになったのか。目標を変えなければB評価で良かったのか。 ・事務事業実施について、実施に至らなかったことから、総合評価はCが適正である。</p>	

H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.4～8 ①② H26年度取組結果を踏まえ、H27年度の工程見直し H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.2～5 ①② H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施
--

メモ

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用	取組事項	(1)民間との連携による県民サービスの向上
----	-------------	----	----------------------	------	-----------------------

【具体的な取組】

- ①PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進
- ②NPOなどとの協働事業の推進
- ③建設産業の担い手育成

①PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進〔取組所属：◎総務部総務課〕〔関係所属：管財課、各庁舎管理所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

PFIをはじめとした、民間資金やノウハウ等を活用した公共施設の整備について、国で積極的に取り組む動きがある。本県においても、平成24年度にPFI事業等活用ガイドラインを制定し、PFI導入に当たっての基本的な考え方や検討の流れ等を整理した。今後、PFI等の手法の活用について、ガイドラインに則った検討等が着実に進められる必要がある。また、PFI導入後の運営状況等を把握・点検するための制度構築等も行っていく必要がある。

【改革内容】

- ア 庁舎の建て替え計画を確認する。その結果、PFI導入の可能性がある施設があった場合は、導入の検討を積極的に行う。
- イ 導入後の運営状況を把握点検するため、モニタリングガイドラインを作成する。
- ウ PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程を定める。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 庁舎等建て替え計画の確認				(実施なし)
	PFI部会におけるPFIに係るモニタリングガイドラインの検討				(実施なし)
	イ PFIモニタリングガイドラインパブリックコメント				(実施なし)
	PFIに係るモニタリングガイドライン策定				(実施なし)
—					

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 庁内における建て替え計画等の把握</p> <p>イ PFIに係るモニタリングガイドラインの策定</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ×</p> <p>イ ×</p>	<p><評価></p> <p>D</p>
<p><参考指標></p> <p>ア PFI事業導入検討対象施設数[25年度 未把握]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 未把握</p>	
<p><要因分析></p> <p>ア 公共施設等総合管理計画(27年度末までに策定予定)における方針に沿って取り組むことができないと判断し、建て替え計画等の把握は見合わせた。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p> <p>イ 本実施計画策定時にPFI導入が検討されていた施設を想定して改革内容に掲げていたが、当該施設はPFI以外の手法で整備することとなったため、当面モニタリングガイドラインの作成は見送る。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題></p> <p>26年度の実施結果及び要因分析を踏まえ、PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進に向けてより効果的な取組を実施していくためには、改革内容を見直す必要がある。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>改革内容としてイの取組を実施するよりも、新たに改革内容とするウの取組に注力するほうが、民間活力やノウハウのより積極的な活用の推進につながると考えられるため、27・28年度の工程を変更する。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>

H27	ウ	PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程の検討					
	—						
H28	ア・ウ	PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程の検討(庁舎等建て替え計画の確認含む)					
	—	PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程策定					

<p><取組の目標> ウ PPP/PFIの導入を優先的に検討するための規程の検討</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> なし</p>	<p><結果(取組後の指標値)> —</p>	
<p><要因分析> 国の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を踏まえ、PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進に向けて、事業費の総額が10億円以上の公共施設の整備等については、従来型手法に優先してPPP/PFI手法導入を検討する仕組み(PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程)の検討を行った。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 平成25年1月に策定した「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」があるが、当ガイドラインを国の指針を踏まえ改訂したものを優先的に検討規程とするか、当ガイドラインとは別に優先的検討規程を定めるか検討する必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><課題を踏まえての対応> PFIなどの活用の推進に向けて、「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」を改訂するのか、ガイドラインとは別に優先的規程を策定するのか、他県の状況等を踏まえ十分に検討を行い、平成28年度中に優先的検討規程を策定する。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>
<p><取組の目標> ア・ウ PPP/PFIの導入を優先的に検討するための規程策定(庁舎等建て替え計画の確認含む)</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> なし</p>	<p><結果(取組後の指標値)> —</p>	
<p><要因分析> 国の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を踏まえ、「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」を改定し、同ガイドラインをPPP/PFIの導入を優先的に検討するための規程として策定した。策定にあたり、今後、施設の建替え等が見込まれる事業の把握を行った。</p>	<p><次年度への課題> PFI事業等活用ガイドラインを策定するなどPFI等の推進に取り組んでいるが、対象となる事業(事業費基準を満たす事業等)が少ないこと、PFI等に対する県職員のノウハウ不足、PFI等を実施する地元企業が少ないなどの理由により、公共施設等の整備等に当たって、民間活力の活用があまり進んでいない。</p>	<p><課題を踏まえての対応> PFI事業等のノウハウ習得や案件形成能力の向上を図るため、地域企業、金融機関、地方自治体等が集まる地域プラットフォーム等の先進事例の調査を実施する。</p>

②NPOなどとの協働事業の推進〔取組所属：◎県民生活課〕〔関係所属：全所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

厳しい財政状況の中で、協働の取組件数がやや減少傾向にあるが、協働事業の質の向上を図り、効果的に事業を実施するためには、職員の意識向上に加え、政策サイクル(Plan-Do-Check-Action)の各段階における協働の推進が求められている他、県民、NPO、企業、行政等の広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で地域課題の解決に当たる、マルチステークホルダー・プロセスの活用と地域での展開が求められている。
また、NPOは、人材・資金・情報面での課題を抱えており、認定NPO法人の取得促進や寄附文化の醸成など、県民がNPOを支える仕組みを具体化していくことが課題となっている。

【改革内容】

ア マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくりのための庁内活用推進を実施する。
イ 政策過程における協働を推進する。
ウ NPO法人の育成・指導を行う。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)	■		■	
	イ 政策過程における協働の推進(プラットフォーム意見交換会の開催)		■	■	■
	ウ NPO法人の育成・指導	■	■	■	■
H27	ア マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)	■			(実施なし)
	イ 政策過程における協働の推進(プラットフォーム意見交換会の開催)		■	■	■
	ウ NPO法人の育成・指導	■	■	■	■
	—				

取組状況		
<p><取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくり イ 政策過程における協働の推進</p>	<p><結果(取組結果)> ア △ イ ○</p>	<p><評価> B</p>
<p><参考指標> ア・イ NPO・ボランティアとの協働事業数[25年度 95事業] ウ 県内NPO数[26年3月末現在 803法人]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア・イ 100事業 ウ 27年3月末現在 831法人</p>	B
<p><要因分析> 関係資料の整備に時間がかかった。</p>	<p><次年度への課題> 協働を推進するために、情報を収集し提供していくことが必要</p>	<p><課題を踏まえての対応> さらなる情報収集及び提供を行う。</p>
<p><取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくり イ 政策過程における協働の推進</p>	<p><結果(取組結果)> ア △ イ △</p>	<p><評価> B</p>
<p><参考指標> ア・イ NPO・ボランティアとの協働事業数 ウ 県内NPO数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア・イ 105事業 ウ 28年3月末現在 844法人</p>	B
<p><要因分析> ア 27年度はNPO関連事業の見直しを行ったため、マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進に向けた掲載を見合わせた。 イ 27年度に実施した「プラットフォーム意見交換会」は、特定分野の施策紹介にとどまり、政策過程における具体的な協働の推進につながらなかった。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 市町村や中間支援団体が主体の協働事業を推進する。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 市町村等が主催する市民活動事業に県が参加・支援する。</p>

H28	ア	マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)	■	■		
	イ	政策過程における協働の推進(プラットフォーム意見交換会の開催)		■	■	(実施なし)
	ウ	NPO法人の育成・指導	■	■	■	■

<取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくり イ 政策過程における協働の推進		<結果(取組結果)> ア △ イ ー	<評価> B
<参考指標> ア・イ NPO・ボランティアとの協働事業数 ウ 県内NPO数		<結果(取組後の指標値)> ア・イ 93事業 ウ 29年3月末現在 870法人	
<要因分析> ア 県庁内所属が実施するNPO・ボランティアとの協働関連事業一覧をHPに掲載した。 イ 28年度はNPO関連事業の大幅な見直しを行ったため、プラットフォーム意見交換会は一定の役割を終えたと判断し、廃止とした。	<次年度への課題> ・NPO法人や企業、行政等、様々な事業主体相互の連携が不十分である。 ・企業や行政とNPOを結びつける仕組みがない。 ・運営基盤(人材・資金・実務力など)に不安がある。	<課題を踏まえての対応> ・地域の未来ワークショップ開催(年4回) ・NPO・企業・行政 協働コンペ開催(年1回) ・NPO法人運営の適正化事業実施(年間約100~200法人を対象)	

③建設産業の担い手育成【取組所属：◎建設企画課】

【現状・課題(平成25年度時点)】

県は、地元建設業者と「災害時応急対策業務に関する協定」(24年度実績:308社と協定締結)を結び、地域の危機管理体制を構築している。
 そのため建設業者は、災害時の緊急対応を行うなど、地域の安全・安心のため重要な役割を担っており、降雪時の除雪などによる通行の確保など、地域社会生活の安定を支えている。
 建設業界の技術者の高齢化や若手技術者の減少は、災害時の緊急対応に支障を来すだけでなく、社会資本整備・維持修繕における県民サービスの低下につながるため、建設産業への入職率の向上施策等を講じる必要がある。

【改革内容】

- ア 産学官の関係者からなる連携会議により情報共有と効果的な対応策を検討・実施していく。
- イ 高校生及び大学生が現場の臨場感、達成感を享受できる効果的なインターンシップを実施する。
- ウ 県内建設系の3大学、7高校の生徒や保護者への建設業者等による現状や将来性についての講演を行う。
- エ 高校における2級土木施工管理技士の学科の導入を図る。
- オ 若手技術者向けの1級土木施工管理技士資格取得講座を開設する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 産学官連携会議の開催	■			■
	イ 新しいインターンシッププログラムの導入	■	■	■	■
	ウ 学生(生徒)、保護者への広報	■	■	■	■
	エ 建設系高校への職業教育の導入		■	■	
	オ 土木施工管理技士受験対策講座の導入	■	■		

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 会議とワーキングの開催 ①会議:1回(1期) ②WG:2回(3,4期)</p> <p>イ 導入校数 ①高校:2校 ②大学(高専):2校</p> <p>ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大学(高専):3校</p> <p>エ 導入高校数:5校</p> <p>オ 講座参加者数:50人</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○[①1回 ②2回]</p> <p>イ ○[①4校 ②3校]</p> <p>ウ ○[①7校 ②3校]</p> <p>エ ○[6校]</p> <p>オ △[37人]</p>	<p><評価></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">B</p>
<p><参考指標></p> <p>・建設系高校の2級土木施工管理技士合格者数 [24年度 52人、25年度 55人]</p> <p>・1級土木施工管理技士県内合格者数 [24年度 122人、25年度 146人]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>・85人</p> <p>・159人</p>	
<p><要因分析></p> <p>オ 講座を県内2箇所で開催したが、開催地が遠方で参加に抵抗があった可能性あり。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>オ 社会人が参加しやすいように講座開催場所を選定する。</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>オ 講座希望者の勤務地等を把握し、地域性を考慮するなどして、講座場所を選定する。</p>

H27	ア	産学官連携会議の開催	■				■	
	イ	新しいインターンシッププログラムの導入						
	ウ	学生(生徒)、保護者への広報	■			■		
	エ	建設系高校への職業教育の導入						
	オ	土木施工管理技士受験対策講座の導入						
H28	ア	産学官連携会議の開催	■				■	
	イ	新しいインターンシッププログラムの導入						
	ウ	学生(生徒)、保護者への広報	■					
	エ	建設系高校への職業教育の導入						
	オ	土木施工管理技士受験対策講座の導入						

<取組の目標> ア 会議とワーキングの開催 ①会議:1回(1期) ②WG:2回(3,4期) イ 導入校数 ①高校:4校 ②大学(高専):3校 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大学(高専):3校 エ 導入高校数:6校 オ 講座参加者数:50人	<結果(取組結果)> ア △[①1回 ②1回] イ ○[①7校 ②2校] ウ △[①7校 ②0校] エ ○[6校] オ △[31人]	<評価> B
<参考指標> ・建設系高校の2級土木施工管理技士合格者数 ・1級土木施工管理技士県内合格者数	<結果(取組後の指標値)> ・81人 ・153人	
<要因分析> オ 資格取得対象者の減少により、講座受講者が減少の可能性あり。	<次年度への課題> オ 資格取得対象者の現状を把握し、未取得者の講座参加を増やす。	<課題を踏まえての対応> オ 他の資格を取得する講座開催を検討する。
<取組の目標> ア 会議とワーキングの開催 ①会議:1回(1期) ②WG:2回(3,4期) イ 導入校数 ①高校:7校 ②大学(高専):3校 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大学(高専):3校 エ 導入高校数:6校 オ 講座参加者数:50人	<結果(取組結果)> ア ○[①1回 ②3回] イ ○[①7校 ②2校] ウ △[①7校 ②0校] エ ○[6校] オ △[19人]	<評価> B
<参考指標> ・建設系高校の2級土木施工管理技士合格者数 ・1級土木施工管理技士県内合格者数	<結果(取組後の指標値)> ・61人 ・155人	
<要因分析> ウ 学生への講演について、大学等と協議した結果、実施を見た。 オ 資格取得者の増加により、受講対象者が減少している可能性がある。	<次年度への課題> ウ 学生向けに建設業の現状や魅力を直接発信できる方法を検討する。 オ 資格取得講座の参加者が減少している。	<課題を踏まえての対応> ウ 学生向けに建設業の現状や魅力を新たな方法で直接発信する。 オ 資格取得対策講座への参加促進について、業界と協議し対策を検討する。

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<p><評価の理由> 建設業への入職を促すためインターンシッププログラムの導入や保護者に対する広報など取り組みが実施できたが、庁舎建て替えに民間活力・ノウハウを活用する基礎となる作業が遅れている。</p>	B	<p><評価の理由> 各種取組は実施したものの、実際にNPOなどとの協働や、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する具体的な規程の作成までにはまだ至っていない。</p>	B	<p><評価の理由> ・「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」の改定を行い、PPP/PFI手法導入の検討対象事業等を庁内に周知し、ガイドラインに沿った検討が進むよう取り組んだ。 ・政策プレゼン及び29年度当初予算編成を通じ、今後の共助社会づくりに向けた抜本的な見直しを行い、29年度以降に実施する「地域が主役の市民活動の推進」に向けた新規事業を策定することができた。 ・事業を着実に実施すると共に、建設業への入職を促すため、県内建設企業情報を紹介した企業情報誌と就職情報誌を発行するなど、より具体的な情報提供を開始した。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 具体的な取組①がD評価(未着手)で、取組事項(1)の成果B(成果あり)と言えるのか。具体的な取組①は成果評価不要ということか。</p> <p>【具体的な取組①について】 ・改革内容アについて、要因分析は検討に着手できなかった要因をつきとめなければ改革は進まないのではないか。庁舎建て替え計画を速やかに確認して着手していただきたい。 ・改革内容イについて、モニタリングガイドラインの策定について「不要」との記載があるが、計画と矛盾している。計画策定時は必要であったから計画化されたものを、策定は不要で片づけてよいものか。 ・PFI導入の検討等を引き続き進めて欲しい。</p> <p>【具体的な取組②について】 ・実施結果評価はBではなくAでもよいのではないか。</p> <p>【具体的な取組③について】 ・建設従事者が減少傾向にあると聞く。積極的に展開して欲しい。 ・要因分析で、開催地が遠方であることを要因とするのでは、県内全域に参加者を前提とした講座が開けなくなってしまう。場所の選定でなく、公共交通の便の良さや曜日、時間帯などを参加者目線で検討する必要があるのではないか。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・実施した具体的な事例について、積極的に公開して欲しい。</p> <p>【具体的な取組①について】 ・要因分析欄記載の「(PPP/PFI手法導入を)優先的に検討するよう促す仕組みの構築」が具体的に何を指すのかがわかりにくい。県民目線でわかりやすい表現に改めるべき。</p> <p>【具体的な取組②について】 ・改革内容アで掲げた「(マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくりのための)庁内活用推進」がどこまで進んだのかが不明。 ・要因分析の記載内容では説明不足である。また、「昨年度」とは何年度のことを指しているのかわからない。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①について】 ・『群馬県PFI事業活用ガイドライン』を改定することができたので「A評価」で良い。 ・PFIの実施事例が上毛学舎以外に出てきていないものと思われる。ガイドラインの改定が行われたようであるが、逆に活用の妨げになっていないか。当然、上毛学舎の事例も参照して改定されていると思われるが、どのような教訓等を得ているのか。また、最近、実施事例が出てきていないようであるが、どんなことが原因か、どのような状況か。</p>	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

<p>取組事項 (1)民間との連携による県民サービスの向上</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標> ①-1 PPP/PFI手法を活用した事業数 ①-2 PPP/PFI手法導入の検討を行った事業数 ② NPO・ボランティアとの協働事業数及び県内NPO数 ③ 産学官が連携した若手技術者増加策構築</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値> ①-1 0件 ①-2 1件 ② 93事業, 29年3月末現在870法人 ③ 産学官連携会議を通じ入職を促進するための仕組みを構築した</p>
<p><評価> B</p>	<p><評価の理由> ・PFI事業等活用ガイドラインの改定を行うなど規定の整備は行ったが、PPP/PFIの導入検討実績が1件のみであった。 ・推進期間を通じ、取組結果は十分とは言えなかったものの、今後の共助社会づくりに向けた市民活動の新たな方向性として、「地域が主役の市民活動の推進」に向け、新規事業を策定することができた。 ・建設業界の若手技術者確保対策として、業界の魅力を伝えるための事業の定着を図りつつ、県内建設企業への入職を促進するため企業の情報を紹介した情報誌を発行する等新たな事業展開を行った。</p>
<p><課題> ・PFI事業等活用ガイドラインを策定するなどPFI等の推進に取り組んでいるが、対象となる事業(事業費基準を満たす事業等)が少ないこと、PFI等に対する県職員のノウハウ不足、PFI等を実施する地元企業が少ないなどの理由により、公共施設等の整備等に当たって、民間活力の活用があまり進んでいない。 ・今後の共助社会づくりに向けての課題としては、NPO法人や企業、行政等、様々な事業主体相互の連携が不十分であることや、企業や行政とNP Oを結びつける仕組みがないこと、運営基盤(人材・資金・実務力など)に不安があることなどが挙げられる。このため、これらの課題解決に役立つ事業を地域のニーズを最優先に考えて実施していく必要がある。 ・建設系高校生・大学生等を対象に事業を実施してきたが、担い手確保対策をさらに推進するため、より早い時期(小・中学生)に建設業の魅力を伝え、関心を高める必要がある。</p>	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> ・PFI等の導入について、更に積極的な検討を進めていただきたい。</p>	

<p>H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.4～8 ② 組織改正により取組所属変更 H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H27.11～12 ① H26年度取組結果及び第三者評価意見を踏まえ、H27年度以降の工程見直し H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施</p>
--

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用	取組事項	(2)公の施設におけるサービスの向上
----	-------------	----	----------------------	------	--------------------

【具体的な取組】

- ①公の施設のあり方検討の継続実施
- ②公の施設のサービスの向上

①公の施設のあり方検討の継続実施〔取組所属：◎総務部総務課、公の施設所管所属〕

<p>【現状・課題(平成25年度時点)】</p> <p>公の施設については、各所管所属や施設等において、施設の必要性や運営方法、県民サービスの向上に向けた見直し・改善を実施しているが、時代の変化に合わせて、見直しをしていく必要がある。 各施設での見直し・改善に向けた取組等について、県民への情報提供の内容・程度が施設によって異なっていることや、保有している資産の情報があまり公表されておらず、資産の有効活用といった視点での取組が把握しにくい。 県外自治体において、指定管理者制度導入施設を直営に戻す事例が出てきているが、直営に戻す場合の手続が確保されていない。</p>	<p>【改革内容】</p> <p>ア 直営施設のあり方について検討する。 イ 指定管理者制度導入施設のあり方について検討する。 ウ 運営内容の情報開示方法について検討する。 エ 指定管理者制度導入施設を直営に戻す手続等について検討する。</p>
--	--

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	直営施設のあり方について各所管所属及び総務課においてそれぞれ検討				
	直営施設のあり方に関する検討内容について、総務課のヒアリング				(実施なし)
	直営施設のあり方に関する今後の方針の検討・決定				(実施なし)
	指定管理者導入施設のあり方検討・方針決定(27年度選定施設)				

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 直営施設のあり方検討終了</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>△</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標></p> <p>・ 県が設置する公の施設数[25年度 99施設]</p> <p>ア 公の施設のうちの直営施設数[25年度 52施設]</p> <p>イ 公の施設のうちの指定管理者制度導入施設数[25年度 47施設]</p> <p>イ 27年度選定施設数[26年度選定施設数 10施設]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>・ 98施設</p> <p>ア 52施設</p> <p>イ 46施設</p> <p>イ 13施設</p>	B
<p><要因分析></p> <p>直営施設のあり方検討の前提となる指定管理者制度の運用について、27年度に全般的な見直しを行うこととした。このため、直営施設のあり方検討・方針の決定は行わず、直営施設の現況調査を実施した。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>直営施設の現況調査結果を踏まえて、指定管理者制度の運用見直しを行う必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>27年度中に指定管理者制度運用の全般的な見直しをするよう、27年度の工程を修正する。</p>

H27	ア	直営施設の現況の把握・分析				
	イ	指定管理者制度運用の見直しの検討				
		見直しを含めたガイドライン等の改訂				(実施なし)
		指定管理者導入施設のあり方検討・方針決定(28年度選定施設)				
	ウ	公の施設の運営内容の情報開示方法について総務課及び各所属による検討				(実施なし)
公の施設の運営内容の情報開示方法の検討・方針の決定(各所属の意見を踏まえた修正・調整等)					(実施なし)	
	—					

<取組の目標> イ 指定管理者制度運用の見直し ウ 公の施設の運営情報の公表見直し		<結果(取組結果)> イ △ ウ ×	<評価> C
<参考指標> ・ 県が設置する公の施設数 イ 公の施設のうち指定管理者制度導入施設数 イ 28年度選定施設数		<結果(取組後の指標値)> ・ 98施設 イ 46施設 イ 13施設	
<要因分析> イ 指定管理者制度運用(ガイドライン)の見直しについて、指定管理者制度導入施設の所管所属及び同施設の評価を行っている外部委員にアンケート調査を実施するなど見直しを慎重に行ったため、ガイドラインの改訂には至らなかった。 ウ 保有している資産の情報開示の取組は、地方公会計の整備(H29年度予定)後において、正確に資産の把握を行った上で検討することとした。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> イ これまでの指定管理者制度運用における課題や現状等を詳細に把握した上で、指定管理者制度の見直しの検討を行う必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> イ アンケート調査結果に加えて、指定管理者制度導入施設所管所属等にヒアリングを実施するなどにより、より詳細に実態を把握した上で指定管理者制度見直しの検討を行い、平成28年度中にガイドラインの改訂を行う。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	

H28	ア	直営施設フォローアップ調査				
	イ	指定管理者制度運用の見直し 検討・ガイドライン等の改訂				
		指定管理者導入施設のあり方検 討・方針決定(29年度選定施設)				
	エ	指定管理者制度導入施設を直 営に戻す場合のプロセス等の検 討				(実施なし)

<取組の目標>		<結果(取組結果)>	<評価>
イ ガイドライン等の改訂 エ 直営施設に戻す場合の手続の見直しの着手		イ × エ ×	
<参考指標>		<結果(取組後の指標値)>	C
・ 県が設置する公の施設数 イ・エ 公の施設の中の指定管理者制度導入施設数 イ 29年度選定施設数		・98施設 イ・エ 46施設 イ 10施設	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対応>	
ア 県直営施設である多々良沼公園について、新たに指定管理者制度を導入する検討を行い、平成30年から指定管理者制度を導入することとした。 イ 指定管理者制度運用(ガイドライン)の見直しを進めたが、現状や課題等について所管所属等にヒアリングを実施した結果、見直しを慎重に行う必要があることが判明したため、ガイドラインの改訂には至らなかった。 エ 指定管理者制度導入施設を直営に戻す事例が今後発生する見込みは現時点ではないため、指定管理者制度導入施設を直営に戻す場合のプロセス等の検討は実施しなかった。	イ 指定管理者制度導入から10年以上が経過し、一定のコスト削減効果が得られたところであるが、より一層のサービス向上につなげられよう指定管理者制度を運用していく必要がある。	イ 指定管理者制度導入施設所管所属等にヒアリングを実施するなど、より詳細に現状や課題等を把握した上で、指定管理者制度見直しの検討を行う。	

②公の施設のサービスの向上〔取組所属：◎総務部総務課、公の施設所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

公の施設におけるサービス向上の取組について、施設所管所属間で共有されていない。

【改革内容】

公の施設におけるサービス向上の取組事例を収集し、施設所管所属間で共有する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	公の施設におけるサービス向上に向けた取組事例の調査	■			
	調査のとりまとめ		■		
	調査結果の施設所管所属間での共有		■	■	
H27	公の施設におけるサービス向上に向けた取組事例の調査	■			
	調査のとりまとめ		■	■	
	調査結果の施設所管所属間での共有		■		■
	公の施設所管所属において、施設の特性に応じたサービス向上の優良事例を同種の施設間で共有する手法の検討				■

取組状況		
<p><取組の目標> サービス向上の取組事例の施設所管所属間での共有</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 取組事例数[未把握]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 832事例(H18~25年度累計)</p>	
<p><要因分析> 従前は施設所管所属間で共有されていなかった情報を整理し共有が図られた。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>	<p><次年度への課題> 施設の特性に応じたサービス向上の優良事例を同種の施設間で共有する手法を検討する必要がある。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>	<p><課題を踏まえての対応> 施設の特性に応じたサービス向上の優良事例を同種の施設間で共有できるよう、27・28年度の工程を修正する。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>
<p><取組の目標> サービス向上の取組事例の施設所管所属間での共有</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 取組事例数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 930事例(H18~26年度累計)</p>	
<p><要因分析> 公の施設におけるサービス向上の取組事例を収集し、施設所管所属間で共有した。</p>	<p><次年度への課題> 同種の施設間で情報交換会を実施するなど、サービス向上事例を共有し、サービス向上につなげる必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 施設所管所属や指定管理者間で、情報交換会の実施等に取り組めるよう、施設所管所属に同取組の依頼を行うとともに、サービス向上事例の情報を更に分かりやすくまとめ、情報提供する。</p>

H28	公の施設におけるサービス向上に向けた取組事例の調査				
	調査のとりまとめ				
	調査結果の施設所管所属間での共有				
	施設の特성에応じたサービス向上の優良事例を同種の施設間で共有				

<取組の目標> サービス向上の取組事例の施設所管所属間での共有		<結果(取組結果)> ○	<評価> A
<参考指標> 取組事例数		<結果(取組後の指標値)> 992事例(H18~27年度累計)	
<要因分析> 指定管理者制度導入施設については、サービス向上の取組事例を取りまとめた資料の更新を行い、施設所管所属、指定管理者で情報を共有した。 また、同種の施設間で情報交換会等を実施するよう、施設所管所属に依頼した。	<次年度への課題> 指定管理者制度導入施設については、指定管理者が固定化している施設が多くなっているため、漫然と従来どおりの管理運営をすることがないよう、サービスの向上や改善を行う必要がある。	<課題を踏まえての対応> 施設所管所属や指定管理者間で、情報交換会の実施等に取り組めるよう、施設所管所属に依頼を行うとともに、サービス向上事例の情報を更に分かりやすくまとめ、情報提供する。	

【全体を通じた成果評価(中間評価)】		
平成26年度	平成27年度	平成28年度
<p>C</p> <p>＜評価の理由＞ 公の施設のサービス向上の取組事例を庁内で共有する作業は実施したものの、その成果としてサービス向上が図られたかどうかについて把握していない。</p>	<p>C</p> <p>＜評価の理由＞ 指定管理者制度の運用見直しとして、ガイドラインの見直し案を作成し、施設所管所属や評価委員にアンケートを実施するなどの取組を行ったが、ガイドラインの改訂までには至らなかった。</p>	<p>C</p> <p>＜評価の理由＞ 指定管理者制度の運用見直しとして、ガイドラインの見直し案を作成し見直しを進めたが、ガイドラインの改訂までには至らなかった。</p>
<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <p>【具体的な取組①について】 ・工程変更があったのはなぜかが不明。唐突な印象を受ける。あり方検討は今後どうするのか。また、実施結果評価Bは甘いのではないか。 ・指定管理者制度の功罪もきっちり応募者の選定方法等について、分析したうえで、公の施設の指定管理者制度への移行を一層進めて欲しい。</p> <p>【具体的な取組②について】 ・実施結果評価はAではなく、Bでもよいのではないか。 ・公の施設における成功事例の共有化は、さらに進めて欲しい。 ・モデル施設を決めて、県民(お客様)ニーズを反映した施設運営を試行錯誤することで、サービス向上の具体的な施策を決定していく必要があると思われる。 ・公の施設のサービス向上の取組みは、利用者からの声、評価、また利用者数の増加に結びつくことが重要である。取組み後の成果について、把握し、取組みの評価を実施していただきたい。</p>	<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <p>・指定管理者制度運用見直し・ガイドライン見直しについて、改訂が進まない理由を明確化し、計画的に取り組んでいただきたい。</p> <p>【具体的な取組①について】 ・改革内容イの要因分析の記載内容について、指定管理者制度運用の見直しありきのように読める。運用上の問題点としてどんな事項があるかを記載すべき。 ・改革内容ウの要因分析の記載内容では、わかりづらい。県民目線でわかりやすく説明するべき。</p>	<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <p>【具体的な取組①について】 ・ガイドラインの改訂が出来なかったため、C→C→C評価から脱却できていない。 ・見直しを慎重に行う必要があるということは、時間をかけてでも見直しを行うのか。見直しを行わないこともあるということか。 ・＜要因分析エ＞で「指定管理者制度導入施設を直営に戻す事例が発生する見込みが現時点ではないため、直営施設に戻す場合のプロセス等の検討はしなかった」ということであるが、優先順位が低いとしても起こり得ないことではないのであり、参考指標として掲げた以上、やるべきではないか。</p>

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

取組事項	(2)公の施設におけるサービスの向上	
＜推進期間終了後の成果指標＞	＜推進期間終了後の成果指標値＞	
公の施設の各施設で新たに提供又は内容を改善したサービス数	160件	
＜評価＞	＜評価の理由＞	
C	公の施設のサービス向上の取組事例を施設所管所属、指定管理者で共有する作業は実施したものの、その成果としてサービス向上が図られたかどうかについて把握できていない。また、指定管理者制度の運用見直し作業を進めたが、ガイドラインの改訂までには至らなかった。	
＜課題＞	指定管理者制度導入から10年以上が経過し、一定のコスト削減効果が得られたところであるが、より一層のサービス向上につなげられるよう指定管理者制度を運用していく必要がある。	
＜行政改革評価・推進委員会の意見＞	<p>・160件の新たなサービスの提供を行ったことを評価する。良いものは、他の施設への水平展開をお願いしたい。</p> <p>・新たに公の施設にネーミングライツを導入することは良い取組。</p> <p>・指定管理者の導入により、サービスの向上が図られていることが前提であり、利用者満足度等をアンケートや利用者数等により、至急、把握する必要がある。</p> <p>・指定管理者のサービス事例集については、県の所管課止まりに留まらずに現場での活用をお願いしたい。また、よい事例は発表会を行うのが良いのではないか。</p> <p>・利用者アンケートについては指定管理者任せにせず、施設の満足度調査など、ある程度県の関与も必要と感じる。</p>	

H27.4～8	H26年度自己評価の実施
H27.4～8	① H26年度取組結果を踏まえ、H27年度の工程見直し
H27.9～10	H26年度第三者評価の実施
H27.11～12	② H26年度取組結果及び第三者評価意見を踏まえ、H27年度以降の工程見直し
H28.2～5	H27年度自己評価の実施
H28.2～5	① H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し
H28.6	H27年度第三者評価の実施
H29.3～6	H28年度自己評価及び総合評価の実施
H29.8	H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	2「仕事の仕方」の改革	改革	改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用	取組事項	(3)公社・事業団等の改革
----	-------------	----	----------------------	------	---------------

【具体的な取組】

①公社・事業団等に対する関与の見直し及び支出の総点検

①公社・事業団等に対する関与の見直し及び支出の総点検〔取組所属：◎総務部総務課、公社・事業団等所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

公社・事業団等への関与については、方針に基づき、見直しを進めている。公社・事業団等の自立的・効率的な運営を進めるため、引き続き、人的関与・財政的関与の適正化に向けた見直しを進めていく必要がある。
また、公社・事業団等の見直しや関与に当たっては、公益法人制度の趣旨を踏まえた対応も必要である。

【改革内容】

ア 公益法人制度の趣旨を踏まえ、公社・事業団等に対する今後の関わり方の方向性を決定する。
イ 経営状況等を把握した上で、人的・財政的関与等の適正化の検討を進める。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 公社・事業団等に対する関わり方の方向性の決定	■			
	経営状況等に関する調査の実施		■	■	
	イ 人的・財政的関与の適正化の検討			■	■
	支出の規模や内容の適正化の検討		■	■	

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 関わり方の方向性の決定 イ 人的・財政的関与の適正化の検討 イ 支出の見直し</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア △ イ ○ イ ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標></p> <p>ア・イ 公社・事業団等数[25年度末 24法人] イ 県職員の派遣人数[25年7月1日現在 6人、26年7月1日現在 7人] イ 補助金・委託金等の額[24年度決算 3,467百万円、25年度決算 3,675百万円]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア・イ 26年度末 24法人 イ 27年7月1日現在 9人 イ 26年度決算 4,353百万円</p>	<p>B</p>
<p><要因分析></p> <p>公社・事業団等に対する関わり方の方向性を決定するに当たり、法人に対する指導指針の策定を目指したが、完成には至らなかった。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>法人に対する指導指針を完成し、公社・事業団等に対する関わり方の方向性を決定する必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>関係課と協議の上、指導指針を完成させる。</p>

H27	ア	公社・事業団等に対する関わり方の方向性の決定					
	イ	経営状況等に関する調査の実施					
		人的・財政的関与の適正化の検討					
		支出の規模や内容の適正化の検討					
—							
H28	ア	公社・事業団等に対する関わり方の方向性の決定					(実施なし)
	イ	経営状況等に関する調査の実施					
		人的・財政的関与の適正化の検討					
		支出の規模や内容の適正化の検討					

<p><取組の目標> ア 指導指針の策定 イ 人的・財政的関与の適正化の検討 イ 支出の見直し</p>	<p><結果(取組結果)> ア × イ ○ イ ○</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア・イ 27年度末 24法人 イ 28年7月1日現在 9人 イ 27年度決算 3,679百万円</p>	
<p><要因分析> 実効性のある指針となるよう、指導指針の策定とあわせて経営状況等に関する調査の実施内容(点検表)についても見直しを検討したため、指導指針の完成には至らなかった。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> 法人に対する指導指針を完成し、法人の経営状況等をより正確に把握し、評価を行うとともに、公社・事業団等に対する県の適正な関与を図る必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 県の適正な関与を図るためにも、指導指針を完成し、指針に基づいた調査を実施する。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>
<p><取組の目標> ア 指導指針の策定 イ 人的・財政的関与の適正化の検討 イ 支出の見直し</p>	<p><結果(取組結果)> ア × イ ○ イ ○</p>	<p><評価> C</p>
<p><参考指標> ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア・イ 28年度末 24法人 イ 29年7月1日現在 11人 イ 28年度決算 3,484百万円</p>	
<p><要因分析> 公社・事業団等に対する関わり方について、他県の指導指針の状況確認は実施したが、方向性の決定に至らなかった。</p>	<p><次年度への課題> 公社・事業団等について、人的・財政的関与の縮小が一定程度進んだことから、関わり方の方向性を検討し、関与の適正化を図っていく必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 指導指針に関する調査を実施し、公社・事業団等に対する県の適正な関与を検討する。</p>

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<評価の理由> 法人に対する指導指針のたたき台まで完成したが、完成には至らなかった。	C	<評価の理由> 実効性のある指針となるよう、指針の策定とあわせて経営状況等に関する調査の実施内容についても見直しを検討したため、指導指針の完成には至らなかった。	C	<評価の理由> 公社・事業団等について、人的・財政的関与の縮小は一定程度進んだが、今後の関わり方の方向性の決定には至らなかった。
<行政改革評価・推進委員会の意見> ・法人に対する指導指針が完成に至らなかった要因が書かれていない。そこを明確にしなければ今年度も完成しないのではないかと。 ・指導指針の早期完成をお願いしたい。また、民間へ任せてよい事業もまだ多く実施しているケースが見受けられるので、その部分については、早期に民間に放出等をすべきである。 ・平成27年度に指導指針を完成させ、関与の見直し、支出の総点検に取り組む必要がある。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・公社、事業団改革の中核的な部分であり、民間の類似団体とも比較の上、積極的に検討して欲しい。 ・要因分析の記載内容について、平成26年度における課題を踏まえての対応として「関係課と協議の上、指導指針を完成させる」としていたのに、なぜ「指導指針の策定とあわせて、経営状況等に関する調査の実施内容についても見直しを検討した」のかがわかりにくい。また、改革内容Aの結果がなぜ「△」ではなく「×」なのかの説明が不足している。 ・県職員派遣人数の集計結果により評価が変わると思われる。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・補助金・委託金は適切なか個別精査をお願いしたい。 ・今後の関わり方の方向性の決定には至らなかったということは、計画が甘かったということか。 ・決算の集計が遅すぎる。第1四半期までには出すべきではないか。	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

取組事項 (3) 公社・事業団等の改革	
<推進期間終了後の成果指標> ①-1 県職員の派遣人数 ①-2 補助金・委託金等の額	<推進期間終了後の成果指標値> ①-1 H26:9人 H27:9人 H28:11人 ②-2 H26:4,353百万円 H27:3,679百万円 H28:3,484百万円
C	<評価の理由> 経営状況等に関する調査は実施したが、公社・事業団に対する今後の関わり方の方向性の決定には至らなかった。
<課題> 公社・事業団等に対する指導指針を完成し、公社・事業団等に対する関わり方の方向性を決定する必要がある。	
<行政改革評価・推進委員会の意見> ・「関わり方の方向性の決定」という基軸が3年間経過しても、決定していないというのでは何も始まらない。 ・補助金のあるべき姿とは。	

H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.4～8 ① H26年度取組結果を踏まえ、H27年度の工程見直し H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.2～5 ① H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施
--

メモ